

「金融市場インフラのための原則」に基づく情報開示について
(2024年9月現在)

2024年9月
株式会社ほふりクリアリング

本文書について

本文書は、国際決済銀行 支払・決済システム委員会（BIS／CPSS ※）と証券監督者国際機構（IOSCO）が策定した「金融市場インフラのための原則」について、その付属文書である「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」に基づき、株式会社ほふりクリアリング（以下「当社」という。）における状況を評価し、一般に開示することを目的とする。

※支払・決済システム委員会（CPSS）は 2014 年 9 月に決済・市場インフラ委員会（CPMI）に名称を変更。

開示対象	株式会社ほふりクリアリング
業務運営を行う国	日本国
規制・監督主体	金融庁
オーバーサイト主体	日本銀行
開示日	2024 年 9 月 6 日
掲載先	https://www.jasdec.com/about/jdcc/disclosure/index.html
連絡先	株式会社ほふりクリアリング 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号 電話：03-3661-0181

凡例

金商法	金融商品取引法
振替法	社債、株式等の振替に関する法律
BCP	事業継続計画 business continuity plan の略
CCP	清算機関 central counterparty の略
CISO	情報セキュリティ統括責任者 chief information security officer の略
CPSS CPMI	国際決済銀行の支払・決済システム委員会 Committee on Payment and Settlement Systems の略 ※2014年9月に決済・市場インフラ委員会（CPMI：Committee on Payments Market Infrastructure）に名称を変更
CRO	リスク管理統括責任者 chief risk officer の略
CSD	証券集中振替機関 Central securities depository の略
DVP	証券の受渡しと資金支払をリンクさせて行う決済の方式 delivery versus payment の略
FISC	金融情報システムセンター The Center for Financial Industry Information Systems の略
FMI	振替機関、清算機関などの金融市場インフラ financial market infrastructure の略
GDPR	EU 一般データ保護規則 General Data Protection Regulation の略
JASDEC	株式会社証券保管振替機構 Japan Securities Depository Center, Inc. の略
JDCC	株式会社ほふりクリアリング JASDEC DVP Clearing Corporation の略
JSCC	株式会社日本証券クリアリング機構 Japan Securities Clearing Corporation の略
IOSCO	証券監督者国際機構 International Organization of Securities Commissions の略
IT	情報技術 information technology の略
ITIL	IT サービスマネジメントの世界的なベストプラクティス集（成功事例） information technology infrastructure library の略

LVPS	大口資金決済システム large-value payment system の略
PFMI	金融市場インフラのための原則 Principles for financial market infrastructures の略
PS	資金決済システム payment system の略
RTGS	即時グロス決済 real-time gross settlement の略
SLO	サービスレベル目標 service level objective の略
SSS	証券決済システム securities settlement system の略
TR	取引情報蓄積機関 trade repository の略

目次

I. エグゼクティブサマリー	- 1 -
(制度参加者)	- 1 -
(規制の枠組み)	- 1 -
(主なリスクとリスク管理の仕組み)	- 2 -
II. 前回の情報開示からの変更点の概要	- 3 -
III. FMIに関する全体的な概要	- 4 -
1. 当社の概要	- 4 -
2. 当社の組織の概況	- 5 -
3. 法令及び規制の概況	- 5 -
(1) 組織形態及び保有構造	- 5 -
(2) 主要業務の法的根拠	- 5 -
(3) 規制・監督の枠組み	- 5 -
4. 当社の制度設計及び業務運営の概況	- 5 -
原則 1. 法的基盤	- 8 -
原則 2. ガバナンス	- 11 -
原則 3. 包括的リスク管理制度	- 19 -
原則 4. 信用リスク	- 23 -
原則 5. 担保	- 29 -
原則 6. 証拠金	- 32 -
原則 7. 資金流動性リスク	- 34 -
原則 8. 決済のファイナリティ	- 41 -
原則 9. 資金決済	- 43 -
原則 10. 現物の受渡し	- 44 -
原則 11. 証券集中振替機関	- 45 -
原則 12. 価値交換型決済システム	- 46 -
原則 13. 参加者破綻時処理の規則・手続	- 47 -
原則 14. 分別管理・勘定移管	- 50 -
原則 15. ビジネスリスク	- 51 -
原則 16. 保管・投資リスク	- 54 -
原則 17. オペレーショナルリスク	- 57 -
原則 18. アクセス・参加要件	- 70 -
原則 19. 階層的参加形態	- 73 -
原則 20. FMI間リンク	- 74 -
原則 21. 効率性・実効性	- 76 -
原則 22. 通信手順・標準	- 78 -
原則 23. 規則・主要手続・市場データの開示	- 79 -
原則 24. 取引情報蓄積機関による市場データの開示	- 82 -
V. 関係リンク集	- 83 -

I. エグゼクティブサマリー

当社は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）における一般振替（株式等の振替のうち取引所取引の清算に伴う口座振替以外の口座振替をいう。以下同じ。）について、証券の受渡しと資金の決済を制度的にリンクさせることにより、証券決済に係る元本リスクを削減し、資金決済の確実な履行を図るため設立された金融商品取引清算機関（CCP）である。当社が運営する業務に係る制度は、「一般振替 DVP 制度」と称する。

当社では、「金融市場インフラのための原則」（PFMI）が策定され、我が国においても 2012 年 12 月に規制当局から FMI に対して PFMI に即した業務運営を行うことが要請されたことを踏まえ、当社に適用される原則のすべてについて適合すべく、必要な対応を着実に行ってきた。この文書は PFMI の附属文書「情報開示の枠組みと評価方法」に基づき、当社における PFMI への適合状況の詳細を公表するものである。

なお、当社は、CPMI-IOSCO が 2015 年 2 月に公表した「清算機関のための定量的な情報開示基準」に従って FMI 原則に基づく定量的な情報を公表している¹。

（注）機構は、我が国の取引所上場株式、短期社債（CP）、社債・地方債及び投資信託等の証券に係る権利の帰属について、完全無券面で管理を行う振替制度を運営する証券集中保管機関（CSD）である。また、振替制度における振替口座簿に記録された権利の口座振替等を可能とする証券決済システム（SSS）でもある。機構に関しては、機構が 2024 年 9 月に開示した「金融市場インフラのための原則」に基づく情報開示について（2024 年 9 月現在）（以下「機構開示文書」という。）を参照されたい。

（制度参加者）

当社の制度参加者は、機構に口座（株式等の振替を行うために開設した機構加入者口座をいう。）を有している金融機関等のうち一般振替 DVP 制度を利用する者（以下「DVP 参加者」という。）である。当社が清算対象取引の対象とする有価証券は、機構が取り扱う株式、新株予約権付社債（CB）等であり、DVP 参加者が当社に対して DVP 参加者の債務の履行を確保するために担保指定証券として預託できる有価証券は、株式、CB 等の機構取扱有価証券のほか、国債証券である。

また、一般振替 DVP 制度において、DVP 参加者は、自らの資金の受払いを代理する者として決済銀行を指定することができる。当社は、DVP 参加者からの申請を受けて、決済銀行の承認を行っている。

（規制の枠組み）

当社は、主務大臣である内閣総理大臣から、金融商品取引法（以下「金商法」という。）に基づく金融商品取引清算機関として、金融商品債務引受業の免許を取得している。金商法に定められる当社に対する監督権限は、内閣総理大臣から金融庁長官に委任されており、

¹ 開示内容はホームページを参照
(<https://www.jasdec.com/about/jdcc/disclosure/index.html>)

当社の業務方法書等は、金融庁長官による監督下にある。なお、金融庁長官に委任される権限のうち検査権限については、金融庁長官から証券取引等監視委員会に対して再委任されている。

また、中央銀行である日本銀行が、システミックに重要な金融市場インフラの安全性・効率性の評価に用いる基準として PFMI を採用することを明記した「日本銀行による金融市場インフラに対するオーバーサイトの基本方針」を制定し、我が国の FMI に対して中央銀行としての「オーバーサイト」を実施している。

(主なリスクとリスク管理の仕組み)

当社が運営する金融商品債務引受業における主要なリスクとして、信用リスク及び流動性リスクがある。しかしながら、保守的な掛目を用いた完全有担保を確保していること、決済日当日のみの債務引受けとなっていることから、実質的なリスクは低く抑えられている。

また、リスク管理の仕組みであるが、当社は機構の業務とは非常に密接な関連性を有していることから、機構と一体となって、機構グループ（機構及び当社をいう。以下同じ。）全体としてリスク管理を行っている。具体的には、機構グループのリスク管理基本方針の下、機構のチーフ・リスク・オフィサー（機構グループにおけるリスク管理を統括し、その責任者として必要な指揮及び監督を行うリスク管理統括責任者のことをいい、以下「CRO」という。）の主宰により機構が設置する統合リスク管理会議に当社も参加し、各種リスクの管理状況について定期的なモニタリングを行うなど、リスク管理体制を整備している。

さらに、機構は、取締役会の下部委員会として、委員の過半数を機構グループの業務を執行しない者で構成するリスク委員会を設置し、機構グループに関するリスク全般について機構の取締役会に対して助言を行うこととしている。

II. 前回の情報開示からの変更点の概要

当社は、CPSS-IOSCOの「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」に基づく初回の情報開示文書を2015年7月28日に開示し、その後も毎年、更新を行っている。今回の更新にあたり、前回（2023年8月）の情報開示からの変更点の概要は、以下のとおりである。

- 「2.2」の機構グループのガバナンス概略図について、現在は機構の常勤の監査委員が監査役を兼任していることを踏まえ更新した。

Ⅲ. FMI に関する全体的な概要

1. 当社の概要

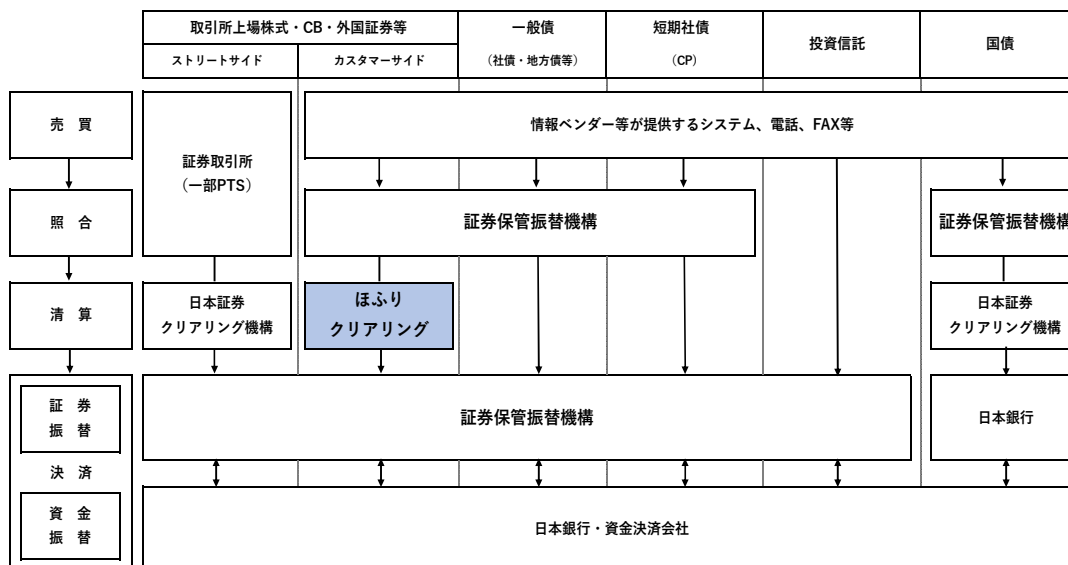
当社は、機構の 100%子会社であり、機構における一般振替に係る DVP 制度を実現するために設立された金融商品取引清算機関である。

金商法上、金融商品取引清算機関は取締役会及び監査役（又は委員会）を置く株式会社であることが要件とされており、当社はこの要件を満たしている。

一般振替 DVP 制度において、当社は、カスタマーサイドにおける清算機関として、DVP 参加者間の債務を引き受け、DVP 決済を実現している。DVP 参加者は、一般振替 DVP 制度を利用することで、証券決済に係る元本リスクを削減することができる。

一般振替 DVP 制度は、日本で発行される取引所上場株式等（CB、ETF、REIT、JDR 等を含む。）及び国内の取引所に上場している外国株券等を対象としており、証券の受渡しを機構の口座にて日中随時 1 件ごと（グロスベース）に行う一方で、資金の受払いは、渡方となった DVP 参加者と当社の間での証券の振替が終了した後に差引計算した金額（ネット・ベース）にて、日本銀行の口座で行う（「グロス＝ネット型」DVP）。なお、DVP 参加者は、日本銀行での資金決済を代理する決済銀行を指定して参加することができる。

【日本の証券市場における当社の役割】



【統計情報】

一般振替 DVP 制度	https://www.jasdec.com/statistics/index.html
-------------	---

2. 当社の組織の概況

当社の取締役会は、機構の執行役から構成されるが、機構のガバナンスを踏まえ、その重要な決議事項については機構の取締役会に報告することとしており、当社の運営に関しては DVP 参加者等利用者の牽制が働くようになっている。

当社は、機構グループの経営基本方針の下、利用者の視点に立ったコーポレート・ガバナンスを重視するとともに、利用者本位の業務運営の遂行に資するものとなるよう、一般振替 DVP 制度の運営に関する事項について、当社の取締役会の諮問に応じ検討を行う会議体として、DVP 業務委員会を設置している。

3. 法令及び規制の概況

(1) 組織形態及び保有構造

当社は、2003 年 6 月に設立された、会社法に基づく株式会社である。株主は、機構 1 社のみである。

(2) 主要業務の法的根拠

当社は、金商法に基づき、主務大臣である内閣総理大臣から免許を受けた金融商品取引清算機関である。

(3) 規制・監督の枠組み

当社は、金商法に基づく金融商品取引清算機関であり、金商法が主に当社を規律する法律となっている。

金商法上、主務大臣は、金融商品取引清算機関に対し、「報告の徴取及び検査」、「業務改善命令」、「免許の取消し等」等の権限を持つことが規定されている。主務大臣は、内閣総理大臣であるが、金商法による内閣総理大臣の権限については、一部（免許及び免許の取消し等）を除き、金融庁長官に委任される。金融庁長官に委任される権限のうち、報告、資料徴求権、立入検査権については、証券取引等監視委員会に対して再委任される。

また、金融庁では、清算機関を含む FMI に関する監督を行うにあたっての指針として、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）を定め、公表している。

また、中央銀行である日本銀行が、システムックに重要な金融市場インフラの安全性・効率性の評価に用いる基準として PFMI を採用することを明記した「日本銀行による金融市場インフラに対するオーバーサイトの基本方針」を制定し、我が国の FMI に対して中央銀行としての「オーバーサイト」を実施している。

4. 当社の制度設計及び業務運営の概況

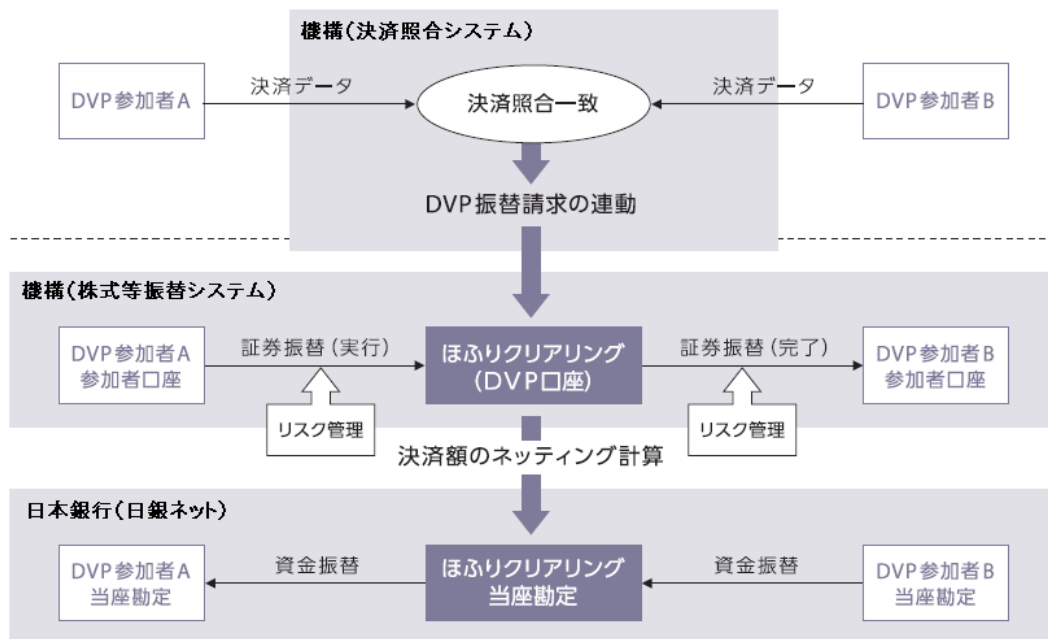
当社の一般振替 DVP 制度は、機構における一般振替について、証券の受渡しと資金の決済を制度的にリンクさせることにより、証券決済に係る元本リスクを削減し、資金決済の円滑な履行を図る制度である。

(注) 一般振替 DVP 制度において、証券の受渡しは、機構における口座振替により行われており、現物の受渡しは行われていない。

(DVP スキーム)

一般振替 DVP 制度においては、機構の決済照合システムと株式等振替システムを連動させ、決済に係る一連の事務処理が自動的に行われる仕組みを構築しており、DVP 参加者双方から決済照合システムにデータを入力し、照合一致すると、DVP 振替請求が自動的に株式等振替システムに連動される。当社は、当該 DVP 振替請求の申込みを受けると、一定のリスク管理の下、証券の渡方から証券を引き受け（証券振替の実行）、証券の受方の資金決済が履行された後に受方 DVP 参加者口座に振替（証券振替の完了）を行うといった仕組みとなっている。

参考【一般振替 DVP 制度による決済の流れ（イメージ図）】



(リスク管理制度)

一般振替 DVP 制度では、DVP 決済が確実に行われるように、様々な仕組みを設けて、厳格なリスク管理を行っている。その主なものは、次のとおりである。

a. 確保資産に係る制度

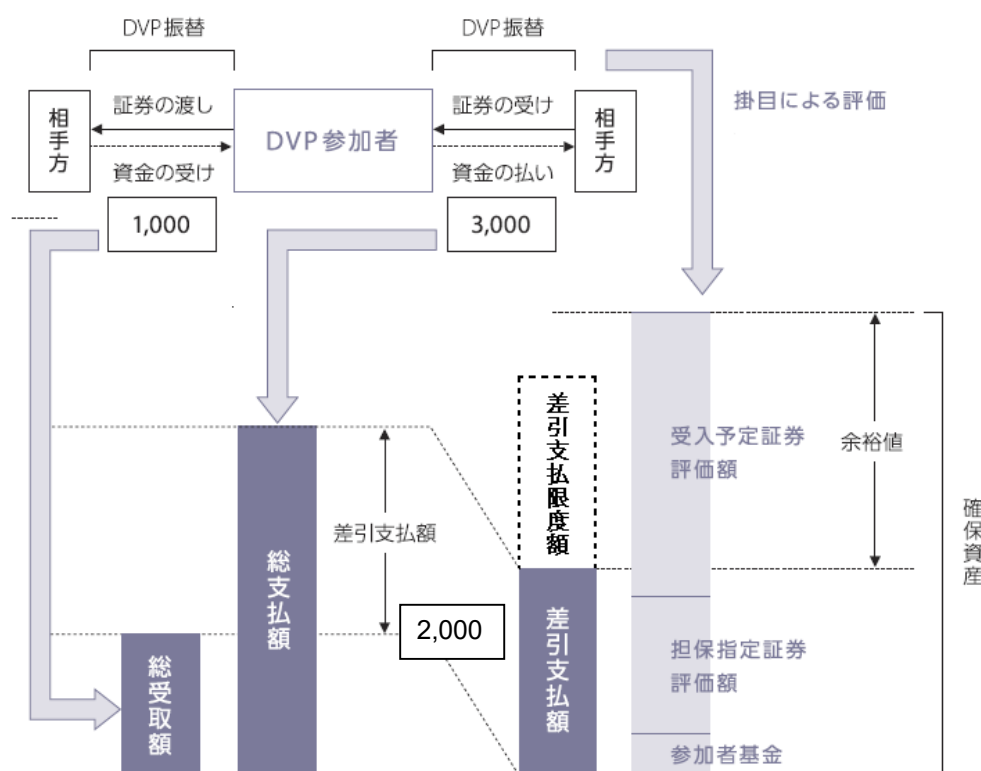
確保資産は、①すべての DVP 参加者に対して予め一定の基準によって計算された現金の預託を求める「参加者基金」、②DVP 振替に係る受渡対象証券を当該証券の受方 DVP 参加者に引き渡す前に当社の口座に留め置く「受入予定証券」、③DVP 参加者から当社に差し入れられた「担保指定証券」から構成されている。このうち受入予定証券及び担保指定証券については、価格変動リスク等を考慮して、決済日前日の時価に一定の掛目を乗じて評価されている。

また、当社は、総支払額から総受取額を引いた額である差引支払額が確保資産の範囲内である場合に限って、債務引受けを行うこととしている。仮に資金決済不履行が生じた場

合でも受入予定証券及び担保指定証券を換価処分することにより不履行額を回収し、他のDVP参加者への損失の波及を回避することが可能である。

(注) 担保指定証券のうち、株式やCBなど機構取扱有価証券の預託については機構における口座振替により行われ、国債証券の預託については日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）を利用した国債振替決済制度における口座振替により行われており、いずれも現物の受渡しは行われていない。

参考【リスク管理のイメージ図】



b. 差引支払限度額に係る制度

当社は、DVP参加者の取引実績に応じて、営業日ごとに、個別に差引支払額の限度を設けるだけでなく、差引支払額が無制限に増加することを回避するため、差引支払限度額に上限（最大300億円）を設定している。さらに、1先のDVP参加者（連結ベース）の破綻に対応するため、DVP参加者グループ（同一の金融グループに属するDVP参加者の集団をいう。以下同じ。）に属するDVP参加者の差引支払限度額の合計（以下「差引支払限度額合計」という。）についても上限（最大600億円）を設けている。

c. 流動性資金の確保に係る制度

当社は、DVP参加者に参加者基金の預託を義務付けるとともに、市中銀行との間でコミットメントライン契約を締結することにより、最大差引支払限度額を設定されたDVP参加者2社の破綻、DVP参加者グループ1グループの破綻又は流動性供給銀行1行の破綻でも、決済日にDVP参加者への支払いを完了できる流動性資金を確保している。

IV. 原則ごとの情報開示

原則 1. 法的基盤

FMI は、関係するすべての法域において、業務の重要な側面についての、確固とした、明確かつ透明で執行可能な法的基盤を備えるべきである。

(対象：PS、CSD、SSS、CCP、TR)

重要な考慮事項

1.1. 法的基盤は、関係するすべての法域について、FMI の業務の重要な側面に関する高い確実性を与えるべきである。

重要な側面及び関係する法域

- ・ 法的確実性を必要とする当社の業務の重要な側面は、ネットィング、DVP に係る取決め、担保に係る取決め、DVP 参加者破綻時の手続である。
- ・ 当社の業務の重要な側面については日本法が適用される。

重要な側面それぞれの法的基盤

- ・ 金商法に金融商品取引清算機関に関する法的枠組みが定められており、高い法的確実性を有している。また、当社は、業務方法書等において、債務引受けを無効化又は変更することが可能となる規定を設けていない。

(ネットィング)

- ・ 当社は債務引受けにより当事者として証券渡方と受方の間に入り、資金決済に係る全ての関係を当社と DVP 参加者の二者間の関係に置き換えるバイラテラル・ネットィングの形式をとっている。このネットィングの方式は、当局が認可した業務方法書及びそれに基づく諸規則に従って運営されているため法的に有効なものとなっている。

(DVP に係る取決め)

- ・ 一般振替 DVP 制度は、有価証券の振替と資金決済を制度的に関連付け、機構における株式等の一般振替に DVP 機能を提供するものである。一般振替 DVP 制度は、当社の業務方法書等の規則に従って運営されている。証券の振替については、機構及び日本銀行に当社が開設した口座を利用することにより法的基盤を確保している。また、資金決済については日銀ネットにより中央銀行マネーを用いて決済することによりファイナリティを確保している。

(担保に係る取決め)

- ・ 当社は、規則により、参加者から受け入れた参加者基金及び担保指定証券を清算預託金とすることを定め、法令の定め（金商法第 156 条の 11、金融商品取引清算機関等に関する内閣府令第 18 条）に従い、他の財産と分別して管理している。（「原則 16. 保管・投資リスク 重要な考慮事項 16.1、16.2.」参照）

(DVP 参加者破綻時の手続)

- ・ 金融商品取引清算機関が業務方法書の定めに従って行った差引計算等の決済の効力は、倒産手続との関係では優先することとされており（金商法第 156 条の 11 の 2）、法的基盤が確保されている。

重要な考慮事項

1.2. FMI は、明確で、理解しやすく、関係する法規制と整合的な、規則・手続・契約を備えるべきである。

- ・ 当社では、重要な規則や主要な手続・サービス等を、主要な DVP 参加者で構成される DVP 業務委員会での審議を経て、明確かつわかりやすく策定している。
- ・ 業務方法書に定めるべき事項は法定されており（金商法第 156 条の 7）、定款・業務方法書の変更には主務大臣の認可が必要である（金商法第 156 条の 12）。また、業務方法書に基づいて定める下部規則の改正については主務大臣への届出が必要である（金融商品取引清算機関等に関する内閣府令第 47 条）。
- ・ 重要な規則や主要な手続・サービス等の検討の際、関連法規制との整合性の観点から、必要に応じて法律専門家（弁護士）による法的分析を受けている。
- ・ これらのプロセスを通して、業務方法書と関連法との整合性を確保している。

重要な考慮事項

1.3. FMI は、その業務の法的基盤を、関係当局、参加者及び（関係する場合には）参加者の顧客に対して、明確かつ理解しやすい方法で説明できるようにすべきである。

- ・ 当社では、規則及び主要な手続等を、ホームページ等を通じて一般に公表している。

- ・ 当社がこれらの規則等を改正する場合には、改正趣旨・内容を DVP 参加者に通知するとともに、ホームページへの掲載により公表している。公表に当たっては、閲覧者の理解に供するため、必要に応じて図表等を利用した参考資料を添付している。

重要な考慮事項

1.4. FMI は、関係するすべての法域において執行可能な規則・手続・契約を備えるべきである。そうした規則や手続に基づいて FMI によって取られる措置が、無効とされたり、覆されたり、差止めの対象となったりしないことについて、高い確実性が存在すべきである。

規則・手続・契約の執行可能性

- ・ 当社の規則及び主要な手続等は、金商法の定めに従い、主務大臣からの認可等を経て策定されており、高い確実性を有している。
- ・ 参加者破綻の際に行う処理の効力については、金商法に明示されている。また、業務に関連する規則等の執行可能性については、分析によるほか、必要に応じて法律専門家の意見を得ることとしており、高い信頼性を有している。
- ・ また、当社は複数の法域において業務を行っていない。

規則や手続の確実性の程度

- ・ 当社の規則及び主要な手続等は、金商法の定めに従い、主務大臣の認可や届出を経て策定されている。
- ・ 当社の規則や手続に基づく措置が、無効とされたり、覆されたり、差止めの対象となったことはない。

重要な考慮事項

1.5. 複数の法域において業務を行っている FMI は、法域間における潜在的な法の抵触から生じるリスクを特定・軽減すべきである。

- ・ 当社の一般振替 DVP 制度は日本法である金商法に基づき運営されており、複数の法域において業務を行っていない。

原則 2. ガバナンス

FMI は、明確かつ透明なガバナンスの取極めを設けるべきである。そうした取極めは、FMI の安全性と効率性を促進し、広く金融システム全般の安定などの関係する公益上の考慮事項と関係する利害関係者の目的に資するものであるべきである。

(対象：PS、CSD、SSS、CCP、TR)

重要な考慮事項

2.1. FMI は、その安全性と効率性を優先するとともに、金融システムの安定などの関係する公益の考慮事項に明示的に資することを目的とすべきである。

- ・ 当社は機構の 100%子会社であり、機構グループの企業理念及び経営基本方針に基づき運営されている。
- ・ 機構グループは、以下のとおり企業理念及びこれに基づく経営基本方針を定め、ホームページで公表している。

<企業理念>

私達は、資本市場の重要な基盤である決済インフラとして、その公共的な役割を認識し、信頼性、利便性及び効率性の高いサービスを提供することにより、資本市場の機能向上に寄与し、社会の発展に貢献します。そのため、私達は、資本市場を巡る国内及び国際的な環境・構造変化を踏まえつつ、投資者、発行者、市場仲介者など利用者の視点に立った不断の改革を進めます。

<経営基本方針>

1. 投資者、発行者、市場仲介者など利用者の視点に立ち、コーポレート・ガバナンスを重視するとともに、利用者本位の業務運営を行う。
2. 運営コストの引き下げと財務基盤の充実を図りつつ業務の改善・改革に迅速かつ柔軟に取り組むことで、資本市場の環境・構造変化を見据えた国際的に通用する機能を低廉な利用コストで提供する。
3. 決済インフラとしての業務集中とサービス範囲の拡大を踏まえ、リスク管理を重視する企業風土を醸成するなど、継続的・安定的な業務運営を確保する。
4. 事業の公共性を意識し、ディスクロージャーを積極的に行い透明性の確保に努める。

- ・ 当社は機構グループの一員として、上記の企業理念及び経営基本方針に基づき、機構が定める中期経営計画の下、当社の取締役会の決議により、年度事業計画を策定している。

重要な考慮事項

2.2. FMI は、業務遂行と説明の明確かつ直接的な責任体制を定める、文書化されたガバナンスの取極めを備えるべきである。こうした取極めは、所有者、関係当局、参加者のほか、概略のレベルでは、公衆にも、開示すべきである。

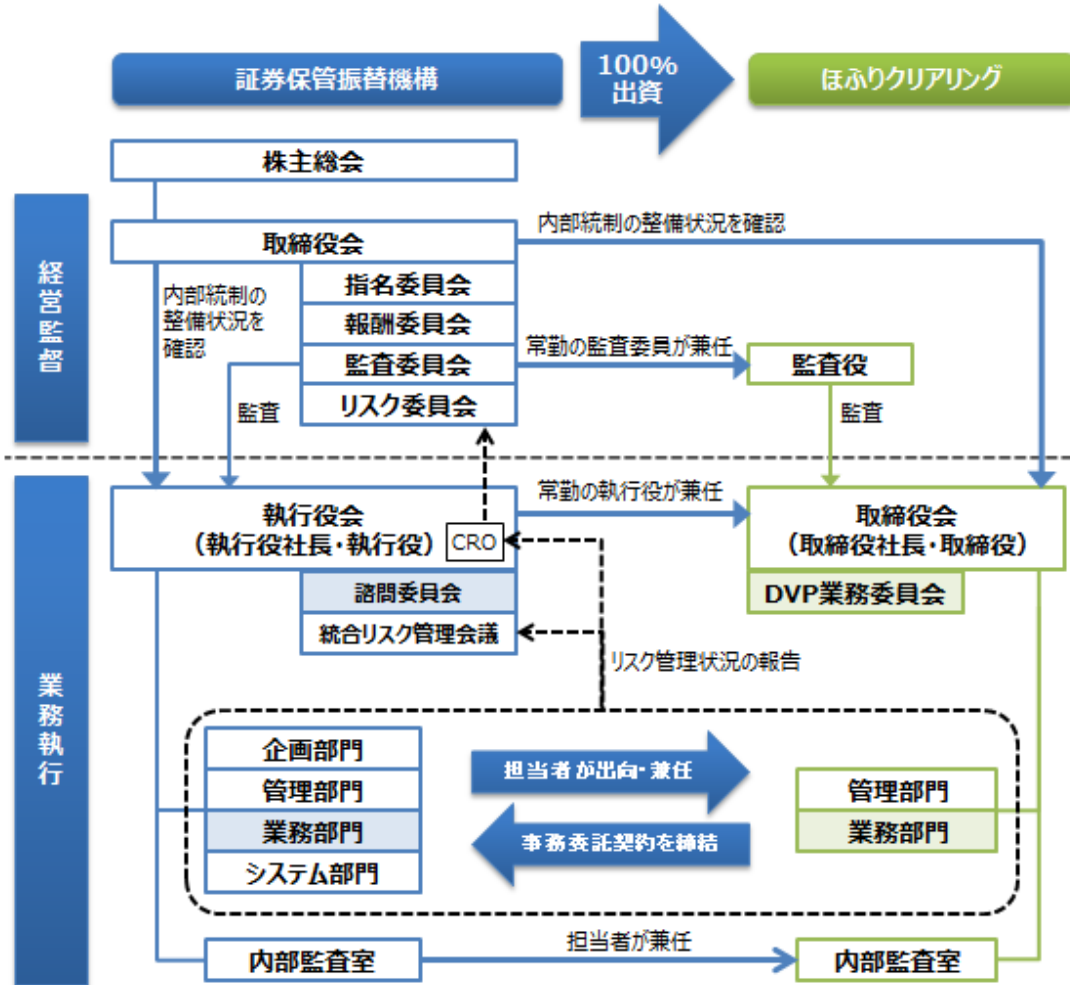
ガバナンスの取極め

- ・ 当社は、機構の 100%子会社として、機構の株式等の一般振替における元本リスク排除を目的として設立された会社であり、当社の業務は機構の業務と非常に密接な関連性を有している。
- ・ このため、当社は、機構グループの一員として、機構グループの企業理念及び経営基本方針に基づき、当社の取締役は機構の執行役から選任するなど、機構と一体的な運営を行っている。
- ・ 当社は、機構のコーポレート・ガバナンス基本方針に則して、機構の業務部門の一つとして機構の取締役会の監督に服しており、業務の執行状況について報告を行うこととしている。
- ・ また、機構のコーポレート・ガバナンス基本方針に則して、利用者本位の業務運営を行うこととしている。主要な DVP 参加者等により構成する DVP 業務委員会を設け、利害関係者の意見を十分に反映した業務運営や制度整備を行っている。
- ・ 機構のガバナンス体制の詳細については、機構開示文書の「原則 2. ガバナンス」を参照されたい。

ガバナンスの取極めの開示

- ・ 機構グループでは、機構グループの経営基本方針及び機構のコーポレート・ガバナンス基本方針をホームページで公表している。

【機構グループのガバナンス概略図（青：機構、緑：当社）】



重要な考慮事項

2.3. FMI の取締役会（以下、それに相当するものを含む）の役割と責務は、明確に定められるべきである。また、メンバーの利害対立を特定・対処・管理する手続を含む、取締役会の機能に関する文書化された手続が存在すべきである。取締役会は、取締役会全体と各メンバーの双方の業績を定期的に評価すべきである。

取締役会の役割と責務

- 当社の取締役会は、機構グループの企業理念、経営基本方針及びコンプライアンス基本方針並びに当社の内部統制基本方針に則り業務運営を行っている。また、取締役会規則においてその決議事項を定め、取締役会の権限の明確化を図っている。

- ・ 取締役会を構成する各取締役は、以下に示すとおり、株式会社としての当社と取締役との間の利益相反に係る会社法の規律に服している。
 - 取締役会の決議につき特別の利害関係を有する取締役は、その決議に参加することができない。
 - 競業取引又は会社との自己取引を行った取締役は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役に報告しなければならない。
- ・ 当社は、利用者本位の業務運営の遂行に資するものとなるよう、一般振替 DVP 制度の運営に関する事項について、取締役会の諮問に応じ検討を行う会議体として、DVP 業務委員会を設置している。DVP 業務委員会の討議資料及び議事要旨は、DVP 参加者に公開されている。

業績のレビュー

- ・ 当社の取締役会決議事項等の個々の業務執行状況は、機構の取締役会に報告されている。また、監査役は取締役会に出席するなどして、取締役の職務の執行状況を監査している。こうしたプロセスにおいて、当社の取締役会及び各取締役の業績が評価される。

重要な考慮事項

2.4. 取締役会は、その多様な役割を果たすための適切な能力とインセンティブを持つ相応しいメンバーにより構成されるべきである。通常、取締役会には、非業務執行のメンバーを含むことが必要である。

- ・ 当社は、機構における一般振替における元本リスク排除を目的として設立されたため当社の業務は機構の業務と非常に密接な関連性を有している。このため、機構の業務運営に精通している機構の執行役から当社の取締役を選任している。
- ・ 金融商品取引清算機関については、免許取得の要件として、役員の欠格事由（金商法第 156 条の 4 第 2 項第 4 号）のほか、「その人的構成に照らして、金融商品債務引受業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること」が必要とされている（金商法第 156 条の 4 第 1 項第 3 号）。また、免許取得後であっても、当局により、ほぼ同様の視点から監督を受けている（監督指針Ⅲ-1-2）。
- ・ 当社は機構の 100%子会社であり、その取締役は機構の執行役から選任していることから、当社からは特段のインセンティブがなくても、証券市場や決済業務に知見のあ

る人材の招聘及び留任が可能となっている。なお、機構において、各執行役に対して報酬に係るインセンティブを付している。

- ・ 当社には非業務執行又は独立取締役はいない。しかしながら、取締役の過半数を社外取締役とし、また機構と利害関係を有しない独立取締役を選任している機構の取締役会の場で、当社の業務執行に係る報告を行っており、当社の取締役会の業務執行状況を監視する仕組みは確保されていると考えている。また、当社の監査役は取締役会に出席するなどして、取締役の業務の執行状況を監査している。

重要な考慮事項

2.5. 経営陣の役割と責務は明確に定められるべきである。FMI の経営陣は、FMI の運営やリスク管理の責務を果たすために必要となる十分な経験・多様な能力・高潔性 (integrity) を備えるべきである。

経営陣の役割と責務

- ・ 当社においては、常勤取締役が経営陣として業務を執行している。その役割及び責務については、職務権限規則において、以下のとおり定められている。
 - 社長は、定款及び取締役会規則の定めるところにより当社を代表し、当社の業務執行に関する基本方針を決定し、当該業務を統括管理する。
 - 常勤取締役 (社長を除く。) は、社長を補佐し助言するとともに、社長の指揮の下、所管する部又は室 (部に属する室を除く。) の業務執行に関する基本方針を決定し、当該業務を統括する。
- ・ 常勤取締役の役割は、機構の取締役会によって機構の部門と合わせて担当部門が決定され、特定される。また、当社の各担当部門の職務は、業務分掌規則において定められている。
- ・ 社長及び常勤取締役の業績は、会社法に基づき当社の株主総会において評価され、さらに当社の取締役は機構の執行役から選任していることから、機構の指名委員会・報酬委員会において評価される。

経験・能力・高潔性

- ・ 当社の取締役は機構の執行役から選任している。なお、機構の執行役の選任については、機構開示文書の「**原則 2. ガバナンス 重要な考慮事項 2.5**」を参照されたい。
- ・ 会社法に基づき、当社の株主総会において当社の取締役を解任することができる。

重要な考慮事項

2.6. 取締役会は、明確かつ文書化されたリスク管理制度を構築すべきである。こうした制度には、FMIのリスク許容度に関する方針を含め、リスクに関する諸決定についての遂行と説明の責任を割り当て、危機時や緊急時の意思決定を取り扱うべきである。ガバナンスの取極めは、リスク管理と内部統制の機能が、十分な権限、独立性、資源及び取締役会へのアクセスを有していることを確保すべきである。

リスク管理制度

- ・ 当社のリスク管理は、機構グループのリスク管理基本方針に基づき、機構グループとして一体的に管理が行われている。機構は、決済インフラとしての健全性、信頼性の確保に資するため、機構グループにおけるリスク管理に関する基本的事項を、リスク管理基本方針として定め、ホームページで公表している。
- ・ 当社の「内部統制基本方針」では、機構が設置し当社業務部門の責任者も出席する統合リスク管理会議等を通じ、また、機構グループのリスク管理基本方針に従い、機構グループのリスク管理体制の整備を推進するとしており、当社もリスク管理基本方針に従うことを明らかにしている。
- ・ 機構グループのリスク管理基本方針は、当社独自のリスクも含め、機構グループにおいて管理するリスクのカテゴリー、定義及び管理部室並びにリスク管理体制を明らかにするとともに、決済インフラとしてのリスク管理を重視する企業風土を醸成するため、リスク管理についての全体方針と役員及び社員の責務を明確にしている。
- ・ リスク許容度に関する方針、リスクに関する決定の責務と説明の責任、危機や緊急時における意思決定への対処その他のリスク管理基本方針の内容については、「**原則 3. 包括的リスク管理制度 重要な考慮事項 3.1**」に記載している。
- ・ 機構は、上記のリスク管理基本方針を同社の取締役会の決議により定めており、原則として、年1回以上その有効性、妥当性等を検証し、必要と判断した場合には、同基本方針の見直しを行っている。
- ・ リスク管理基本方針の有効性、妥当性等の検証においては、機構のCROを議長とし当社の業務部門の責任者も出席する統合リスク管理会議にて協議を行うとともに、機構のリスク委員会も独立して協議を行い、機構の取締役会に対して助言している。

リスク管理及び監査機能の権限と独立性

(リスク管理)

- ・ 機構グループにおけるリスク管理に関する役割・責務・権限・報告系統・資源については、機構のリスク管理基本方針に定めている。

(監査機能)

- ・ 当社の内部統制基本方針において、取締役及び使用人の業務遂行状況等の監査役への報告義務等が定められている。
- ・ 監査役が有する監査機能の役割・責務・権限・報告系統・資源は以下のとおりである。

役割

－監査役は、会社法に基づき、取締役の職務の執行を監査している。

責務

- －監査役は、監査結果の要約である監査報告を作成しなければならない。
- －監査役は、取締役による不正の行為又は法令・定款に違反する事実を発見したときは、遅滞なく、その旨を取締役会に報告しなければならない。
- －監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- －監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類などを調査しなければならない。

権限及び報告系統

- －監査役は、いつでも、取締役、使用人に対して事業の報告を求め、又は当社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- －監査役は、必要があると認めるときは、取締役に対し、取締役会の招集を請求することができる。
- －監査役は、取締役による当社の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為を発見した場合において、当該行為によって当社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

資源

- －監査役の職務を補助するスタッフを置き、監査役監査の実効性を高めている。

重要な考慮事項

2.7. 取締役会は、FMI の制度設計・規則・全体的な戦略・重要な決定事項が直接・間接参加者などの関係する利害関係者の正当な利益を適切に反映していることを確保すべきである。重要な決定事項は、関係する利害関係者と（市場への広範な影響がある場合には）公衆に対し、明確に開示すべきである。

利害関係者の利益の特定と考慮

- ・ 当社は、利用者本位の業務運営の遂行に資するものとなるよう、一般振替 DVP 制度の運営に関する事項について、取締役会の諮問に応じ検討を行う会議体として、主要な DVP 参加者の実務担当者等で構成される DVP 業務委員会を設置している。
- ・ DVP 業務委員会は、一般振替 DVP 制度の運営に関する事項について、取締役に意見を述べるができることとしている。

情報開示

- ・ 機構グループは、機構グループの制度、規則及び手続等に係る重要事項を決定した場合には、制度参加者に対して通知を行うとともに、ホームページで公表している。
- ・ また、当社は、DVP 業務委員会の資料及び議事要旨についても、DVP 参加者に対して開示している。

原則 3. 包括的リスク管理制度

FMI は、法的リスク・信用リスク・資金流動性リスク・オペレーショナルリスクなどのリスクを包括的に管理するための健全なリスク管理制度を設けるべきである。

(対象：PS、CSD、SSS、CCP、TR)

重要な考慮事項

3.1. FMI は、FMI に発生する、又は FMI が被る様々なリスクを特定・計測・モニター・管理できるよう、リスク管理の方針・手続・システムを備えるべきである。リスク管理制度は定期的に見直されるべきである。

FMI に発生する、又は FMI が被るリスクの管理に関する方針・手続・システム

- ・ 当社の「内部統制基本方針」では、機構が設置し当社業務部門の責任者も出席する統合リスク管理会議等を通じ、また、機構グループのリスク管理基本方針に従い、機構グループのリスク管理体制の整備を推進するとしており、当社もリスク管理基本方針に従うことを明らかにしている。
- ・ 機構グループのリスク管理基本方針の内容及び同方針を実現するために機構グループにおけるリスク管理について実施すべき事項を定めたリスク管理規則の主な内容については、機構開示文書の「**原則 3. 包括的リスク管理制度 重要な考慮事項 3.1**」を参照されたい。
- ・ 機構グループのリスク管理基本方針において、当社独自のリスクとして「信用リスク」及び「流動性リスク」が特定されており、これらのリスクについては、主に次の手法で対応している。
 - 信用リスク：エクスポージャーの上限設定、日中エクスポージャーのリアルタイム把握、参加者の財務状況モニタリング
 - 資金流動性リスク：最大差引支払限度額を有する参加者が 2 社同時に破綻した場合、DVP 参加者グループが 1 グループ破綻した場合又は流動性供給銀行 1 行が破綻した場合でも当日の資金決済を完了することができる資金流動性の確保

リスク管理の方針・手続・システムの見直し

- ・ 機構は、リスク管理基本方針を同社の取締役会の決議により定めており、原則として、年 1 回以上その有効性、妥当性等を検証し、必要と判断した場合には、同基本方針の見直しを行っている。
- ・ また、同基本方針の有効性、妥当性等の検証においては、機構の CRO を議長とし当

社の業務部門の責任者も出席する統合リスク管理会議にて協議を行うとともに、機構のリスク委員会も独立して協議を行い、機構の取締役会に対して助言している。

- ・ 機構の取締役会、リスク委員会及び統合リスク管理会議は、機構グループ全体のリスクについて定期的に報告を受け、リスクの大きな変動等について把握している。

重要な考慮事項

3.2. FMI は、参加者や（関係する場合には）その顧客に対して、各自が FMI にもたらすリスクを管理・抑制するインセンティブを与えるべきである。

- ・ 当社は、DVP 参加者に対して、リアルタイムの情報提供（支払額・受取額、余裕値の状況や差引支払限度額等）を実施している。
- ・ 当社は、債務引受けの条件として、DVP 参加者に対して、差引支払額が確保資産を上回っていないことや、差引支払額が差引支払限度額を超過していないことを求めることにより、DVP 参加者に対して適切なリスク管理を行うよう促している。
- ・ 当社は、エクスポージャー管理の仕組みをシステムに組み込んで管理している。

重要な考慮事項

3.3. FMI は、相互依存関係の結果として他の主体（他の FMI、決済銀行、流動性供給主体、サービス業者など）との間に生じる重要なリスクを定期的に点検するとともに、これらのリスクに対処するための適切なリスク管理手法を構築すべきである。

重要なリスク

- ・ 当社は、「原則 3. 包括的リスク管理制度 重要な考慮事項 3.1」に記載した方針及び手続に沿って、相互依存先から被る、又は相互依存先にもたらすリスクの特定・管理を行っている。
- ・ 当社の相互依存関係先としては、機構、日本銀行、参加者基金預託先信託銀行及び流動性供給銀行がある。
- ・ 当社が被りうる重要なリスクとしては、相互依存関係先のシステム障害等により、当社の業務運営に支障が生じるリスクがある。

- ・ 一方、当社が相互依存関係先にもたらしうる重要なリスクとしては、当社のシステム障害等により、相互依存関係先の業務運営に支障を生じさせるリスクがある。

リスク管理ツール

- ・ 当社の相互依存関係先である機構、日本銀行のシステム障害等に対応するため、代替手段や障害時対応マニュアルを整備している。また、オペレーショナルリスクを考慮した業務フローを構築し（通常時・障害発生時）、適宜検証している。
- ・ 障害対応訓練時等を利用し、マニュアルやフローの有効性、実効性を適宜評価・検証している。

重要な考慮事項

3.4. FMI は、継続事業体として不可欠な業務・サービスが提供できなくなるおそれのあるシナリオを特定し、再建や秩序立った撤退に関するあらゆる選択肢の実効性を評価すべきである。FMI は、その評価に基づき、再建や秩序立った撤退のための適切な計画を策定すべきである。また、可能であれば、関係当局に対して破綻対応の計画策定に必要な情報を提供すべきである。

FMI が不可欠な業務・サービスを提供できなくなるおそれのあるシナリオ

- ・ 機構グループでは、リスク管理基本方針を始めとする諸規程に基づき、機構グループが保有しているリスクを継続的に特定・管理している。
- ・ 当社は、機構グループが特定したリスクを基に、当社が不可欠な業務・サービスを提供できなくなるおそれのあるシナリオを特定している。
- ・ 具体的には、以下のようなシナリオを特定し、これに対する再建計画の発動基準を定めている。
 - 訴訟による損害賠償義務の発生
- ・ このシナリオは、機構グループが特定した複数のリスクを組み合わせることも想定している。

再建や秩序立った撤退の計画

- ・ 当社は、上記のとおり特定したリスクシナリオに応じて、再建を実現するため、保険金の充当、機構からの財務支援（債務の減免等）、投資の凍結・人件費等の削減、手数

料率の引上げ、増資（第三者割当増資等）といった対応を行うことを想定している。

- これらの対応により、必要な資本水準を維持し、当社の不可欠な業務・サービスを継続することが可能になる。なお、万一对応が不調に終わった場合又は不調に終わることが見込まれる場合には、秩序だった撤退について当局を含む関係者と協議することを想定している。
- 上記のリスクシナリオや対応策は、継続的なリスクの特定・管理の結果を踏まえ、原則として、年1回以上その有効性、妥当性等を検証し、必要と判断した場合には、取締役会の決議により、見直しを実施することを想定している。

原則 4. 信用リスク

FMI は、参加者に対する信用エクスポージャーや、支払・清算・決済の過程で生じる信用エクスポージャーを実効性をもって計測・モニター・管理すべきである。FMI は、各参加者に対する信用エクスポージャーを高い信頼水準で十分にカバーできるだけの財務資源を保持すべきである。

また、より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事している CCP、又は複数の法域においてシステム的に重要な CCP は、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある 2 先の参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。

他のすべての CCP は、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。

(対象：PS、SSS、CCP)

重要な考慮事項

4.1. FMI は、その参加者に対する信用エクスポージャーや、支払・清算・決済の過程で生じる信用リスクを管理するための強固な制度を設けるべきである。信用エクスポージャーは、カレント・エクスポージャーやポテンシャル・フューチャー・エクスポージャー、あるいはその両方から生じ得る。

- ・ 債務引受けを行う際のリスク管理として振替実行条件（渡方 DVP 参加者の振替対象証券残高の条件※1、渡方 DVP 参加者の余裕値の条件※2、受方 DVP 参加者の余裕値の条件※2、差引支払限度額の条件※3）があり、これらの充足を DVP 参加者に求めている。

※1 残高の条件：渡方 DVP 参加者の振替対象証券残高が、DVP 振替請求により振り替えられる残高以上あることを求めるもの。ある DVP 振替請求が、上記全ての振替実行条件を充足した際に、渡方 DVP 参加者口座から当社口座へ当該 DVP 振替請求の対象である有価証券残高を振り替える。これにより、万一ある DVP 参加者が破綻した場合であっても、当社はこの有価証券を破綻参加者を除く受方参加者に引き渡すことで当社の有価証券引渡債務を履行することができる。

※2 余裕値の条件：ある DVP 参加者の確保資産の評価額から、その差引支払額を引いた数値（これを「余裕値」という。）が常に正の数であることを求めるもの。1つの DVP 振替請求について、渡方及び受方の双方についてこの条件を設けている。これにより、万一ある DVP 参加者に資金決済の不履行が生じた場合でも、その DVP 参加者の確保資産を換価処分することで、当社が引き受けた債務を確実に履行できることとなる。

※3 差引支払限度額の条件：各 DVP 参加者の過去の一定期間における一般振替 DVP 制度の利用実績に応じて、DVP 参加者ごとの差引支払額に一定の上限（差引支払限度額）を設けるもの。差引支払限度額の条件に抵触

した場合には、決済促進送金を当社へ送金するなどにより差引支払額の減額が必要になるため、差引支払限度額の条件は、DVP参加者のエクスポージャーの急激な拡大を抑止する効果を有している。また、制度上、差引支払限度額に上限（最大300億円）を設定し、DVP参加者の差引支払額が無制限に増加することを回避している。さらに、1先のDVP参加者（連結ベース）の破綻に対応するため、DVP参加者グループの差引支払限度額合計についても上限（600億円）を設けている。

- また、当社は、受入予定証券及び担保指定証券については、決済日前日の時価に、株式であれば担保掛目を70%とするなど保守的な掛目を設定している²。
- 差引支払限度額は、四半期に一度、適正な水準にあるか検証を行っている。また、振替実行条件について適宜検証を行うとともに、DVP参加者の財務状況について定期的なモニタリングを行っている。

重要な考慮事項

4.2. FMIは、信用リスクの源泉を特定し、信用エクスポージャーを定期的に計測し、モニターすべきであるとともに、こうしたリスクをコントロールするため、適切なリスク管理手法を利用すべきである。

- 一般振替DVP制度における信用リスクの源泉は、DVP参加者の破綻である。DVP参加者の破綻により当社が被る信用エクスポージャーをカバーするため、債務引受けを行う際には厳格なリスク管理を行っている。
- 債務引受けを行う際のリスク管理として振替実行条件（渡方DVP参加者の振替対象証券残高の条件、渡方DVP参加者の余裕値の条件、受方DVP参加者の余裕値の条件・差引支払限度額の条件）があり、これらの数値を日々システムによって測定し、モニタリングしている。当該リスク管理において、条件を充足しない場合は債務引受けを行わないこととしている。
- また、受入予定証券及び担保指定証券については、決済日前日の時価に適正な担保掛目を乗じた評価を行い、DVP参加者の破綻前日から破綻処理日までの2日間の価格変動リスクに備えている。

² 業務方法書の取扱い (<https://www.jasdec.com/rule/dvp/whole/index.html>)

重要な考慮事項

4.3. 資金決済システムや SSS は、担保やこれと同等の財務資源を用いて、各参加者に対するカレント・エクスポージャーと（存在する場合には）ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを高い信頼水準で十分にカバーすべきである（原則 5<担保>を参照）。時点ネット決済を採用している資金決済システムや SSS のうち、これら FMI が決済履行を保証せず、そのため参加者が支払・清算・決済の過程で生じる信用エクスポージャーに直面するケースでは、当該 FMI において最大の総信用エクスポージャーを生じさせるであろう 2 先の参加者とその関係法人について、少なくともそれらのエクスポージャーをカバーするだけの十分な財務資源を保持すべきである。

- ・ 当社の業務は、資金決済システムや SSS に該当しない。

重要な考慮事項

4.4. CCP は、証拠金などの事前拠出型の財務資源を用いて、各参加者に対するカレント・エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを、高い信頼水準でカバーすべきである（原則 5<担保>及び原則 6<証拠金>を参照）。加えて、より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事している CCP、又は複数の法域においてシステム的に重要な CCP は、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある 2 先の参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。他のすべての CCP は、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。すべての場合において、CCP は、保持する財務資源総額の十分性を裏付ける根拠を文書化し、その額に関する適切なガバナンスの取極めを設けるべきである。

各参加者のカレント・エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーのカバレッジ

- ・ 当社では、債務引受と決済が同日に行われることから、値洗いの仕組みは採用していない。一方で、参加者破綻時に売却対象となる担保指定証券及び受入予定証券の評価時価の時点（決済日の前日）から売却の時点（決済日の翌日）までの 2 日分のエクスポージャーが生じる。同エクスポージャーのカバーには確保資産（参加者基金、担保指定証券及び受入予定証券）を用いており、このうち担保指定証券と受入予定証券については、適正な掛目を乗じて評価している。また、いずれも当社名義の口座内にあるため、容易に利用できる。

- ・ また、差引支払額が確保資産以下であるという関係が常に満たされているため、担保の売却価格が掛目を乗じた評価額を下回らない限り、エクスポージャーのカバーには十分対処できていることになる。担保の掛目の十分性はバックテストにより、確保資産の十分性はストレステストにより、日次で検証している。

複数の法域でのリスク特性とシステミックな重要性

- ・ 当社の業務に複雑なリスク特性を持つものはない。また、複数の法域にもまたがらない。

追加的な財務資源

- ・ 確保資産を売却してもなお未履行の支払債務が残る場合には、損失負担金・追加損失負担金（重要な考慮事項 4.7 参照）により残りを回収することとなるため、当社が追加的な財務資源を用意しているものではないが、受入予定証券及び担保指定証券には深い掛目を設定しており、それ自体が追加的な財務資源にあたりと考えられる。
- ・ 当社の業務に複雑なリスク特性を有するものはない。

裏付ける根拠とガバナンスの取極め

- ・ 財務資源総額の保持（確保資産）については、当社の業務方法書に規定しており、確保資産のルール等を変更する場合には、取締役会での決議を経て行う。

重要な考慮事項

4.5. CCP は、厳格なストレステストにより、極端であるが現実に起こり得る市場環境下での単独又は複数の先の参加者破綻に際して利用可能な財務資源総額を決定し、その十分性を定期的に検証すべきである。CCP は、ストレステストの結果を CCP における適切な意思決定者に報告し、また、その結果を財務資源総額の適切性評価や金額の調整に活用するための明確な手続を備えるべきである。ストレステストは、標準的で事前に定められたパラメータや想定を用いて毎日実施すべきである。CCP は、現在及び変化する市場環境に照らした上で CCP の破綻回避に足る財務資源の水準を決定するに当たっての適切性を確認するため、少なくとも毎月、採用しているストレスシナリオやモデルと、基本となるパラメータや想定に対して包括的で綿密な分析を行うべきである。清算対象商品や清算業務を提供する市場が高いボラティリティを示したり市場流動性が低下した場合や、CCP の参加者が抱えているポジションの規模・集中度が著しく増大した場合には、こうしたストレステストの分析をより高頻度で実施すべきである。CCP のリスク管理モデルの妥当性の全面的な検証は、少なくとも年に 1 回行われるべきである。

ストレステストの実施

- ・ 当社は確保資産の範囲内でのみ債務を引き受けることから、確保資産の評価である担保掛目を乗じた後の評価額を売却価格が下回らない限り、十分に財務資源があることとなる。
- ・ DVP 参加者ごと及び DVP 参加者グループごとの確保資産（受入予定証券及び担保指定証券）の流動化期間（2 営業日）の価格に最大のストレス（制度開始（2004 年）以降の 2 営業日間の価格変動及び 1987 年ブラックマンデー時の 2 営業日間の価格変動のうちの最大のもの）がかかった場合にも、確保資産が十分に確保されているかどうかのストレステストを日々実施しているが、リスク管理上問題となる事象は生じていない。

レビューと検証

- ・ 当社は、ストレステストにより大きな価格変動の際の確保資産の十分性について確認し、日次でリスク管理モデルの検証を行っている。
- ・ また、各 DVP 参加者の確保資産（参加者基金、受入予定証券及び担保指定証券）に関する日々のストレステストの結果は、月次で分析するとともに、四半期ごとに取締役会等へ報告のうえ、年に一度、シナリオの妥当性を検証している。なお、当該検証に際しては、DVP 参加者等利用者にストレステストの結果を開示するとともに、取締役会によるシナリオの妥当性の判断に資するよう、当該利用者から意見を募集する仕組みを構築している。

重要な考慮事項

4.6. CCP は、ストレステストを行うに当たって、破綻参加者のポジションと当該ポジションの流動化期間中に生じ得る価格変動の両方について、適切なストレスシナリオを広範に想定することの効果を考慮すべきである。こうしたストレスシナリオは、価格ボラティリティの過去最高値のうちストレスシナリオとして適切と判断されるものや、価格決定要因やイールドカーブなど他の市場要因の変化、様々な期間を想定して定義され得る複数先破綻、資金・資産市場において CCP の参加者破綻と同時に発生し得る市場の逼迫、極端であるが現実には起こり得る市場環境を様々な想定したフォワードルッキングな一連のストレスシナリオを含むべきである。

- ・ DVP 参加者ごと及び DVP 参加者グループごとの確保資産（受入予定証券及び担保指定証券）の流動化期間（2 営業日）の価格に最大のストレス（制度開始（2004 年）以降の 2 営業日間の価格変動及び 1987 年ブラックマンデー時の 2 営業日間の価格変動

のうちの最大のもの) がかった場合にも、確保資産が十分に確保されているかどうか日々検証するストレステストを実施している。

重要な考慮事項

4.7. FMI は、参加者の FMI に対するいかなる債務に関しても、単独又は複合的な参加者破綻の結果として FMI が直面し得る損失について十分に対処する明確な規則・手続を設けるべきである。これらの規則・手続は、生じ得る未カバーの信用損失をどのように割り当てているのかについて扱うべきであり、流動性供給主体から借り入れる可能性がある資金の返済も含むべきである。こうした規則・手続では、FMI が安全かつ適切な方法で業務を継続できるよう、ストレスイベント下で FMI が実施する可能性がある財務資源の補填手続も示されるべきである。

信用損失の割当て

- ・ 参加者破綻の際、当社は①破綻参加者の確保資産、②損失負担金、③追加損失負担金の順で、参加者基金の回復や、流動性供給銀行への返済を行うことが規則上明記されている。

財務資源の補填

- ・ 仮に、①破綻参加者の確保資産で信用損失をカバーできない場合には、②損失負担金、③追加損失負担金により、財務資源の補てんを行うことが、業務方法書等に定められている。

※損失負担金・追加損失負担金

- ・ 損失負担金：上記不履行参加者との間の処理によっても当社に損失が残る場合、不履行参加者に対して資金受取となる取引（当社が債務を引き受けたものに限る。）を行った DVP 参加者に対し、不履行損失額を当該取引の合計額で按分した額の支払いを求め、損失を補てんするもの。
- ・ 追加損失負担金：上記損失負担金により補てんした場合でも、なお当社に損失が残る場合、不履行参加者及び上記損失負担金に係る債務が不履行となった参加者以外の DVP 参加者に対し、未補填損失を参加者基金所要額のうち、基礎所要額及び追加所要額の合計額で按分した額（参加者基金所要額に関する規則第 3 条及び別表）の支払いを求め、損失を補てんするもの。

原則 5. 担保

FMI は、自ら又は参加者の信用エクスポージャーを管理するために担保を要求している場合、信用リスク・市場流動性リスク・マーケットリスクの低い担保を受け入れるべきである。FMI は、保守的な掛目と担保資産の集中に関する上限を適切に設定し、実施すべきである。

(対象：PS、SSS、CCP)

重要な考慮事項

5.1. FMI は、一般に、担保として（通常）受け入れる資産を、信用リスク・市場流動性リスク・マーケットリスクの低いものに限定すべきである。

- ・ 当社は、参加者基金（現金）、機構取扱有価証券（株式、CB 等）及び国債証券以外の担保は受け入れていない。
- ・ 担保が受入可能基準を充足しているかのモニタリング機能は、DVP 決済に伴う振替処理等を行っている株式等振替システムに実装している。
- ・ 当社は、DVP 参加者が株式等を担保指定証券として預託する場合、上場数量の 5% を超過して預託することを認めていない。また、DVP 参加者及び当該 DVP 参加者の属する関係法人等グループの自己株式等の預託も認めていない。
※関係法人等グループ：一の DVP 参加者並びに当該 DVP 参加者の子会社、関連会社及び親会社並びに当該親会社の子会社若しくは関連会社で構成される集団（業務方法書の取扱い別表第 8 項）。

重要な考慮事項

5.2. FMI は、担保価値の慎重な評価手法を確立した上で担保掛目の設定を行うべきである。担保掛目は、定期的に検証され、かつストレス時の市場環境を考慮したものでなければならない。

評価手法

- ・ 当社は、日々、決済日前日の終値に基づき担保評価を行っている。
- ・ 業務方法書において、相場に著しい変動を生じた場合等、評価額等を臨時に変更することができるとしている。

掛目設定

- ・ 当社では、担保評価に際して保守的な掛目を採用しており、当該掛目については、日次で行うバックテストによりその十分性を検証している。その掛目については、1984年以降のデータに基づく検証の結果、価格変動リスクを十分にカバーできることが確認されている。
- ・ また、DVP参加者ごと及びDVP参加者グループごとの確保資産（受入予定証券及び担保指定証券）の流動化期間（2営業日）の価格に最大のストレス（制度開始（2004年）以降の2営業日間の価格変動及び1987年ブラックマンデー時の2営業日間の価格変動のうちの最大のもの）がかかった場合にも、確保資産が十分に確保されているかどうか日々検証するストレステストを実施している。
- ・ バックテストやストレステストの検証結果を踏まえ、これら掛目については、適宜必要に応じて見直すこととしている。

重要な考慮事項

5.3. FMIは、担保をプロシクリカルに調整する必要性を抑制するため、ストレス下の市場環境期を含めて掛目を算出し、実行可能な範囲でできる限り慎重に、安定的・保守的な掛目を設定すべきである。

- ・ 当社では、大きな価格変動の際であっても十分にカバーできるだけの水準の掛目を設定している。掛目については、日次で行うバックテストによりその十分性を検証している。その掛目については、1984年以降のデータに基づく検証の結果、価格変動リスクを十分にカバーできることが確認されている。
- ・ また、DVP参加者ごと及びDVP参加者グループごとの確保資産（受入予定証券及び担保指定証券）の流動化期間（2営業日）の価格に最大のストレス（制度開始（2004年）以降の2営業日間の価格変動及び1987年ブラックマンデー時の2営業日間の価格変動のうちの最大のもの）がかかった場合にも、確保資産が十分に確保されているかどうか日々検証するストレステストを実施している。

重要な考慮事項

5.4. FMIは、担保として特定の資産を集中的に保有することを避けるべきである。こうした集中保有は、損失が著しく拡大するような価格変動を伴うことなく迅速に資産を流動化できる能力を大きく損なわせるであろう。

- ・ 当社は、DVP 参加者が株式等を担保指定証券として預託する場合、上場数量の 5%を超過して預託することを認めていない。
- ・ 集中に関する方針は業務方法書の取扱いに規定されている。また、毎年行われる制度運営リスクの見直しの中で、現在の対応が適切かどうか検討されることとなる。

重要な考慮事項

5.5. クロスボーダー担保を受け入れる FMI は、その利用に伴うリスクを軽減し、担保処分を適時に行えるようにしなければならない。

- ・ 当社は、クロスボーダー担保を受け入れていない。

重要な考慮事項

5.6. FMI は、適切に設計され運用上の柔軟性を有した担保管理システムを用いるべきである。

担保管理システムの設計

- ・ 担保管理システムとして必要となる機能については、システムの開発・運用等を委託している機構が運営し、DVP 決済に伴う振替処理等を行っている株式等振替システムに実装している。
- ・ 当社は担保の再利用は行っていない。

運用の柔軟性

- ・ 当社は、機構の株式等振替システムを通じて、担保指定証券の継続的モニタリング等の担保管理業務を円滑に遂行している。
- ・ 担保管理業務は、機構の株式等振替システムによってほぼ自動化されており、市場ストレス発生時にも業務に必要な人員が増加することはない。

原則 6. 証拠金

CCP は、リスク量に基づいて運営され、定期的に見直しされている、実効性が確保された証拠金制度を通じて、すべての清算対象商品について参加者に対する信用エクスポージャーをカバーすべきである。

(対象：CCP)

重要な考慮事項

- 6.1. CCP は、各清算対象商品、それら商品のポートフォリオ、及び清算対象商品の市場について、これらのリスクと固有の特徴に見合った証拠金水準を算出する証拠金制度を備えるべきである。
- 6.2. CCP は、証拠金制度のため、最新の価格データが得られる信頼できる情報源を持つべきである。また、価格データを容易に入手できない状況や価格データが信頼できない状況に対処するための手続や適切な価格評価モデルを備えておくべきである。
- 6.3. CCP は、リスク計測手法に基づいて証拠金所要額を算定する当初証拠金モデルとそのパラメータを採用すべきである。当初証拠金所要額は、最後に証拠金を徴求した時点から参加者破綻を受けてクローズアウトするまでの間の参加者に対するポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを十分にカバーすることが求められる。当初証拠金は、少なくとも推計された将来エクスポージャーの分布の片側信頼水準 99% をカバーすべきである。ポートフォリオベースで証拠金を算出している CCP に対しては、この基準は各ポートフォリオの将来エクスポージャーの分布について適用される。サブポートフォリオ毎や商品毎のように、より細かいカテゴリで証拠金を算出している CCP に対しては、各々のカテゴリの将来エクスポージャーの分布について同基準が満たされなければならない。当初証拠金モデルは、(a) 特定の清算対象商品を実質的にヘッジする、又はクローズアウトするための期間を（ストレス時の市場環境を含めて）保守的に見積もるべきであり、(b) その商品に関連するリスクファクターや商品間をまたいで存在するポートフォリオ効果を明示した信用エクスポージャーの適切な計測方法を備えているべきであり、(c) 実行可能な範囲でできる限り慎重に、不安定化をもたらすプロシクリカルな制度変更の必要性を限定すべきである。
- 6.4. CCP は、少なくとも日次で参加者のポジションを値洗いし、変動証拠金を徴求し、カレント・エクスポージャーの累積を抑制すべきである。参加者に対しては、日中に証拠金を追加徴求する権限を持ち、またこれを実際に遂行する業務能力を予定型・臨時型のいずれの方法においても持つべきである。
- 6.5. 証拠金所要額の算出に際し、ある商品のリスクが他の商品のリスクと有意かつ信頼できるほど安定して相関している場合には、当該 CCP が清算する商品間や、他の CCP が清算する商品との間で、証拠金所要額の相殺や減額を認めてもよい。2 先以上の CCP 間でクロスマージンが承認されている場合には、これら CCP は適切な安全策を講じなければならない。また、リスク管理制度全般の調和が整えられていなければならない。
- 6.6. CCP は、日次で厳格なバックテストを行い、また、少なくとも月 1 回、必要に応じて

より頻繁に感応度分析を実施することによって、証拠金モデルの実績や証拠金全体でのカバレッジを分析・モニターすべきである。CCPは、すべての清算対象商品について証拠金モデルの理論的特性及び実際的特性を定期的に評価すべきである。CCPは、証拠金モデルのカバレッジの感応度分析を実施する際、対応する市場が経験した最も変動の大きい期間や、価格相関が極端に変動した事例を含めて、生じ得る市場環境を様々に反映した広範なパラメータや想定を考慮すべきである。

6.7. CCPは、証拠金制度の評価や妥当性の検証を定期的に行うべきである。

- ・ 当社では、各 DVP 参加者の差引支払額が確保資産（参加者基金、受入予定証券及び担保指定証券）評価額の範囲内である場合に限り債務引受けを行うこととしている。
- ・ 当社は、こうした確保資産の制度により、DVP 参加者の信用エクスポージャーをカバーすることとしていることから、証拠金制度を採用していない。

原則 7. 資金流動性リスク

FMI は、資金流動性リスクを実効性をもって計測・モニター・管理すべきである。
FMI は、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総流動性債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオについて、同日中又は必要に応じて日中・複数日の支払債務を高い信頼水準をもって決済できるだけの十分な流動性資源をすべての関連通貨について保持すべきである。

(対象：PS、SSS、CCP)

重要な考慮事項

7.1. FMI は、参加者や、決済銀行・ノストロエージェント・カストディ銀行・流動性供給主体などの主体に起因する資金流動性リスクを管理するための強固な枠組みを有すべきである。

(現状)

- ・ 当社は各 DVP 参加者に対するエクスポージャーの抑制のために、各 DVP 参加者の差引支払額に一定の上限（差引支払限度額）を設定し、差引支払限度額にも 300 億円の上限を設定している。さらに、1 先の DVP 参加者（連結ベース）の破綻に対応するため、DVP 参加者グループの差引支払限度額合計についても 600 億円の上限を設けている。
- ・ 当社では、最大差引支払限度額を設定された DVP 参加者（単体ベース）2 社の破綻又は DVP 参加者グループ 1 グループの破綻をカバーする観点から、参加者基金 150 億円とコミットメントライン契約に基づく銀行融資枠 450 億円の合計 600 億円の資金流動性を用意している。
- ・ さらに、流動性供給銀行のいずれか 1 行が破綻した場合でも、他の流動性供給銀行からの借入れにより銀行融資枠 450 億円の資金流動性を確保している。
- ・ 流動性供給銀行については、定期的に財務状況をモニタリングしている。

重要な考慮事項

7.2. FMI は、日中流動性の使用を含め、決済及び資金調達フローを継続的かつ適時のタイミングで特定・計測・モニターするために実効性のある運用方法や分析手段を備えるべきである。

- ・ 当社では、債務引受けを行う都度、DVP 参加者に対するエクスポージャーを抑制していることから、資金決済不履行があった場合でも、予め用意する流動性資源を利用して当日の決済を完了させることができる。
- ・ 当社が予め用意している流動性資源は、参加者基金 150 億円、コミットメントライン契約に基づく銀行融資枠 450 億円（流動性供給銀行 1 行が破綻した場合でも 450 億円を確保。）の総額 600 億円であり、いずれも DVP 参加者破綻時等においてタイムリーに利用することが可能となっている。
- ・ 当社は、各 DVP 参加者の差引支払額をリアルタイムで把握しており、資金決済不履行発生時には、必要な流動性の額を特定できる体制をとっている。
- ・ また、利用する流動性の順序については、まず参加者基金を、次に銀行融資枠を利用する旨を規則に定めている。

重要な考慮事項

7.3. 資金決済システム又は SSS は、時点ネット決済を採用しているものを含め、極端であるが現実に起こり得る市場環境において最大の総支払債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオについて、同日中（same day）、必要に応じて日中（intraday）や複数日に亘る（multiday）支払債務を高い信頼水準をもって決済できるだけの十分な流動性資源をすべての関連通貨について保持すべきである。

- ・ 当社は、資金決済システム又は SSS に該当しない。

重要な考慮事項

7.4. CCP は、極端であるが現実に起こり得る市場環境において最大の総支払債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオについて、証券決済関連の支払や所要変動証拠金の返戻、他の支払債務を高い信頼水準をもって予定の時刻どおりに決済できるだけの十分な流動性資源をすべての関連通貨について保持すべきである。加えて、より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事している CCP、又は複数の法域においてシステミックに重要な CCP では、極端であるが現実に起こり得る市場環境において最大の総支払債務をもたらす可能性のある 2 先の参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定さ

れない広範な潜在的ストレスシナリオをカバーするだけの十分な流動性資源を保持することを検討すべきである。

十分な流動性資源

- ・ 当社は最大の流動性資源を必要とする DVP 参加者（単体ベース）2 社の破綻をカバーする水準、すなわちランファルシー基準+1 を充足する観点から流動性資源の規模を決定している。さらに、1 先の DVP 参加者（連結ベース）の破綻に対応するため、DVP 参加者グループの差引支払限度額合計についても、当該流動性資源の規模の範囲内におさまるよう上限（600 億円）を設けている。
- ・ 当社は、各 DVP 参加者に差引支払限度額を設定し、当該限度額にも 300 億円の上限を設けるとともに、DVP 参加者グループの差引支払限度額合計に 600 億円の上限を設けることにより、最大エクスポージャーを抑制している。また、最大差引支払限度額を設定された DVP 参加者 2 社の破綻又は DVP 参加者グループ 1 グループの破綻をカバーする観点から 600 億円の流動性を有している。

複数の法域におけるリスク特性とシステム的な重要性

- ・ 当社は、複数の法域に跨っていない。

重要な考慮事項

7.5. 各々の通貨別に流動性資源の最低要件を満たすための FMI の適格流動性資源は、当該通貨を発行する中央銀行や信用力の高い商業銀行に有する現金、コミットされた貸出枠、コミットされた為替スワップ、コミットされたレポ、及び保管・投資勘定に保有されている市場性の高い（資金調達の裏付け資産となる）担保資産である。この担保資産は、極端であるが現実に起こり得る市場環境においても、事前に取り極められた信頼性が高い資金調達手段によって直ちに利用でき、現金に転換できるものでなければならない。FMI が通常業務の一環として当該通貨を発行している中央銀行の与信へアクセスしている場合、当該アクセスを中央銀行与信の適格担保、（又は中央銀行との間で他の適切な形態の取引を実行するための適格担保）を保有している範囲において、最低要件を満たす一部に含めることができる。こうした流動性資源はすべて、必要となった際に利用できるものでなければならない。

適格流動性資源の規模と構成

- ・ 当社は参加者基金 150 億円、コミットメントライン契約に基づく銀行融資枠 450 億円（流動性供給銀行 1 行が破綻した場合でも 450 億円を確保。）の総額 600 億円の流動性資源を有している。

- ・ いずれの流動性資源も、不履行発生日に直ちに利用可能である。

適格流動性資源の利用可能性とカバレッジ

- ・ 当社では、担保、投資を現金に転換する資金調達についての取決めは行っておらず、参加者基金 150 億円、コミットメントライン契約に基づく銀行融資枠 450 億円（流動性供給銀行 1 行が破綻した場合でも 450 億円を確保。）の総額 600 億円を流動性資金として準備している。
- ・ 参加者基金及びコミットメントライン契約に基づく銀行融資枠は、いずれも不履行発生日に直ちに利用できることとなっている。
- ・ 当社は中央銀行から与信を受ける取決めを結んでいない。
- ・ 当社は最大の流動性資源を必要とする DVP 参加者（単体ベース）2 社の破綻又は DVP 参加者グループ 1 グループの破綻をカバーする水準の流動性（600 億円）を保持している。

重要な考慮事項

7.6. FMI は、上記の最低要件としての適格流動性資源を補うものとして、他の形態の流動性資源を備えている場合がある。これらは、信頼できるかたちで事前にとり極めを交わしておくことができない、あるいは、極端な市場環境においては履行が保証され得ないものであるかもしれない。その場合であっても、これらの流動性資源は、売却可能性が高い資産として備えられたもの、又はアドホックな貸出や為替スワップ、レポの担保として認められたものでなければならない。たとえ FMI が通常業務の一環として中央銀行の与信にアクセスしていない場合でも、当該中央銀行によって一般的に受け入れられている担保資産はストレス環境下で市場流動性が高まる可能性があるため、FMI はどのような資産が中央銀行に担保として受け入れられているかを考慮しておくべきである。FMI は、緊急時の中央銀行与信の利用可能性を流動性調達計画の一部として想定すべきでない。

補足的な流動性資源の規模と構成

- ・ 当社は参加者基金及びコミットメントライン契約に基づく銀行融資枠で十分な資金流動性を用意できていることから、これら以外の資金流動性は用意していない。

補足的な流動性資源の利用可能性

- ・ 当社は補足的な流動性資源は用意していない。

重要な考慮事項

7.7. FMI は、最低要件としての適格流動性資源の供給主体各々について、当該 FMI の参加者であるか外部の主体であるかを問わず、流動性供給主体が自らに関わる資金流動性リスクを把握し管理するための十分な情報を得ていること、コミットされた流動性供給の取極めにに基づき FMI の求めに応じて流動性を供給できる能力を有していることを、厳格なデューデリジェンスを通じて十分に確認しておくべきである。特定の通貨について、流動性供給主体の実行の信頼性を評価する場合には、流動性供給主体が当該通貨を発行する中央銀行の与信にアクセスできる可能性が考慮されるべきである。FMI は、流動性供給主体にある流動性資源にアクセスする手続を定期的にテストするべきである。

流動性供給主体の利用

- ・ 当社は、参加者基金の預託先及びコミットメントライン契約の締結先について、銀行法に服した金融機関として、監督官庁の検査を受け、適切なリスク管理のもと流動性を供給できる能力があることを確認したうえで利用している。

流動性供給主体の信頼性

- ・ 当社が契約を締結する参加者基金の預託先及びコミットメントライン契約の締結先は、銀行法に服した金融機関として監督官庁の検査を受け、適切なリスク管理が行われている流動性供給主体である。
- ・ 流動性供給銀行が中央銀行の与信にアクセスする可能性については、選定の際に考慮していないが、現在、すべての流動性供給銀行は、日本銀行の資金供給オペレーションの対象先となっている。
- ・ 当社では、参加者基金の預託先及びコミットメントライン契約の締結先についてヒアリング及び財務資料・格付け等により定期的にモニタリングしている。
- ・ 参加者基金の預託先及び流動性供給銀行の関与の下、参加者破綻時処理について、参加者基金の取り崩しを含む手続を、定期的（年 1 回以上）にテストしている。

重要な考慮事項

7.8. 中央銀行の口座や資金決済サービス、証券決済サービスにアクセスできる FMI は、それが実務に適していれば、資金流動性リスク管理を強化するためにこうしたサービスを利用すべきである。

- ・ 当社では、資金決済及び国債証券の担保預託について日々日銀ネットを利用しており、同ネットワークにアクセスできる資格及び環境を有している。

重要な考慮事項

7.9. FMI は、厳格なストレステストを通じて流動性資源額を決定し、定期的にその十分性を検証すべきである。ストレステストの結果を FMI における適切な意思決定者に報告し、また、その結果を資金流動性リスク管理制度の適切さの評価や、その調整に活用するための明解な手続を備えるべきである。FMI は、ストレステストを行うに当たって、適切なストレスシナリオを広範に検討すべきである。こうしたストレスシナリオは、価格ボラティリティの過去最高値のうちストレスシナリオとして適切と判断されるものや、価格決定要因やイールドカーブなど他の市場要因の変化、様々な期間を想定して定義され得る複数先破綻、資金・資産市場において FMI の参加者破綻と同時に発生し得る市場の逼迫、極端であるが現実には起こり得る市場環境を様々に想定したフォワードルッキングな一連のストレスシナリオを含むべきである。また、ストレスシナリオは FMI の制度設計や運用を考慮すべきであり、重大な資金流動性リスクを FMI にもたらす可能性のあるすべての主体（例えば、決済銀行、ノストロエージェント、カストディ銀行、流動性供給主体、リンク先の FMI）を含むべきであり、それが適切であれば複数日の期間をカバーすべきである。すべてのケースで、FMI は、保持する全流動性資源の総額と形態を裏付ける根拠を文書化し、その額や形態に関する適切なガバナンスの取極めを設けるべきである。

- ・ 当社では、各 DVP 参加者に対するエクスポージャーを最大で 300 億円に抑制するとともに、DVP 参加者グループの差引支払限度額合計に 600 億円の上限を設けている。仮に 300 億円の差引支払額となった DVP 参加者 2 社（単体ベース）の破綻又は 600 億円の差引支払限度額合計となった DVP 参加者グループ 1 グループが破綻した場合のストレスシナリオによる流動性リスクをカバーする制度としており、当日の資金決済を行える 600 億円の流動性を流動性供給銀行 1 行が破綻した場合でも確保できるよう保持している。

重要な考慮事項

7.10. FMI は、個別又は複合的な参加者破綻に際しても、同日中、必要に応じて日中や複数日に亘る支払債務を予定の時刻どおりに決済するための明確な規則・手続を設けるべきである。これらの規則・手続は、予期せぬ流動性不足の事態に対処しているべきであり、支払債務の同日中の決済を巻戻したり、取り消したり、遅延させることの回避を目的とするべきである。これらの規則・手続においては、FMI が安全かつ適切な方法で業務を継続できるよう、ストレスイベント時において実施する可能性のある流動性資源の補填手続も開示されるべきである。

DVP 参加者の資金決済不履行時の支払債務の履行と流動性資源の補填

- ・ 当社は、業務方法書の規定により、DVP 参加者の資金決済不履行時には、参加者基金、コミットメントライン契約に基づく借入金及びその他当社が適当と認める方法により得られる資金をもって支払債務を履行することとしている。

同日決済

- ・ DVP 参加者破綻時における資金決済は、決済日の当社がその都度定める時刻までに行う旨を業務方法書に規定している。
- ・ また、予期せぬ流動性不足の事態に対処するため、当社が別途資金決済の日時を定めることも可能な旨を業務方法書に規定している。

原則 8. 決済のファイナリティ

FMI は、最低限、決済日中に、ファイナルな決済を明確かつ確実に提供すべきである。
FMI は、必要又は望ましい場合には、ファイナルな決済を日中随時又は即時に提供すべきである。

(対象 : PS、SSS、CCP)

重要な考慮事項

8.1. FMI の規則・手続は、決済がいつの時点でファイナルとなるのかを明確に定義すべきである。

決済がファイナルとなる時点

- ・ 資金決済は中央銀行である日本銀行の当座勘定取引により行われ、DVP 参加者と当社の当座勘定間の資金振替が行われた時点で、ファイナルとなる。
- ・ 証券決済は、株式等については機構の株式等振替制度上の参加者口座間における口座振替、国債証券については日本銀行の国債振替決済制度上の参加者口座間における口座振替により行われ、振替法に基づき、証券決済のファイナリティが確保されている。
- ・ 倒産法制との関係では金商法第 156 条の 11 の 2 により規律され、業務方法書の定めに従って行った決済の効力は確保されている。
- ・ 証券の振替のファイナリティについては振替法及びその関連法、資金決済については中央銀行である日本銀行の当座預金勘定により行うことでファイナリティを確保している。

リンクの場合のファイナリティ

- ・ 当社は、機構における一般振替に係る債務引受けを行っており、当社と DVP 参加者間の証券の受渡しは、機構の株式等振替制度を利用して行われる。
- ・ 証券決済は機構の株式等振替制度上の参加者口座間における口座振替により行われ、振替法に基づき、証券決済のファイナリティが確保されている。

重要な考慮事項

8.2. FMI は、決済リスクを軽減するため、決済日中に、(より望ましくは) 日中随時又は即時に、ファイナルな決済を完了すべきである。LVPS 又は SSS は、即時グロス決済 (RTGS) 又は 1 日複数回のバッチ処理の導入を検討すべきである。

決済日中のファイナルな決済

- ・ 資金決済は中央銀行である日本銀行の当座勘定取引により行われ、DVP 参加者と当社の当座勘定間の資金振替が行われた時点で、ファイナルとなる。
- ・ 証券決済は、株式等については機構の株式等振替制度上の参加者口座間における口座振替、国債証券については日本銀行の国債振替決済制度上の参加者口座間における口座振替により行われ、振替法に基づき、証券決済のファイナリティが確保されている。
- ・ ファイナルな決済を翌営業日に繰り延べたことはない。

日中随時又は即時のファイナルな決済

- ・ 機構では、日中、リアルタイムの振替を可能としている。また、資金決済については日銀ネットにより中央銀行マネーを用いて決済している。
- ・ 当社は複数回のバッチ処理は行っていない。
- ・ 当社は LVPS/SSS でない。

重要な考慮事項

8.3. FMI は、決済未了の支払・振替指図・その他の債務を参加者がいつの時点以降に取り消すことができなくなるのかについて明確に定義すべきである。

- ・ 当社が債務引受けを行った後は取消不可である旨、業務方法書に明記している。
- ・ 照合一致後、債務引受前までは相手方の同意を得て取消可能である。照合一致前は一方から取消可能である。
- ・ 取消の締切時刻に例外や延長は認めていない。
- ・ 取消については、業務方法書に明記するとともに、DVP 参加者向けマニュアルにおいても説明している。

原則 9. 資金決済

FMI は、実務に適しかつ利用可能である場合には、中央銀行マネーで資金決済を行うべきである。FMI が中央銀行マネーを利用していない場合には、商業銀行マネーの利用から生じる信用リスクと資金流動性リスクを最小化するとともに、厳格にコントロールすべきである。

(対象：PS、SSS、CCP)

重要な考慮事項

- 9.1. FMI は、信用リスクと資金流動性リスクを回避するため、実務に適しかつ利用可能である場合には、中央銀行マネーで資金決済を行うべきである。
- 9.2. 中央銀行マネーが利用されない場合には、FMI は、信用リスクと資金流動性リスクが殆ど又は全くない決済資産を利用して、資金決済を行うべきである。
- 9.3. 商業銀行マネーで決済を行う場合、FMI は、決済を行う商業銀行から生じる信用リスクと資金流動性リスクをモニタリング・管理・制限すべきである。特に FMI は、とりわけ規制・監督体制、信用力、自己資本、資金流動性へのアクセス及び事務処理上の信頼性を考慮した決済銀行に対する厳格な判断基準を設定し、その遵守状況をモニタリングすべきである。また、FMI は、決済を行う商業銀行に信用・資金流動性エクスポージャーが集中することについてもモニタリング・管理すべきである。
- 9.4. FMI が自らの帳簿上で資金決済を行う場合は、信用・資金流動性リスクを最小化するとともに、厳格にコントロールすべきである。

- ・ 当社の資金決済は、中央銀行である日本銀行の当座勘定取引により円で行っている。

重要な考慮事項

- 9.5. FMI とその参加者が信用・資金流動性リスクを管理できるようにするため、FMI と決済銀行の法的な合意では、個々の決済銀行の帳簿上で振替が行われることになる時点、振替実行時に振替がファイナルとなること、受取資金が振替日当日の少なくとも終了時まで（理想的には日中）のできるだけ早くに振替可能とすべきであることを明確に規定すべきである。

- ・ 日本銀行の当座勘定規定では、振替依頼は取り消すことができないことが定められており、ファイナルな資金決済が確保されている。
- ・ 当社から資金受取参加者への支払いは決済日当日 15 時 30 分までに実施される。

原則 10. 現物の受渡し

FMI は、金融商品やコモディティの現物の受渡しに関する債務を明確に規定すべきであり、そうした現物の受渡しに関連するリスクを特定・モニタリング・管理すべきである。

(対象：CSD、SSS、CCP)

重要な考慮事項

- 10.1. FMI の規則は、金融商品やコモディティの現物の受渡しに関する債務を明確に規定すべきである。
- 10.2. FMI は、金融商品やコモディティの現物の保管・受渡しに関連するリスクとコストを特定・モニタリング・管理すべきである。

- ・ 当社の一般振替 DVP 制度で取り扱う株式等はすべて無券面化されている。
- ・ 当社はコモディティ市場に業務を提供していない。

原則 11. 証券集中振替機関

証券集中振替機関は、証券の完全性 (integrity) の確保に資する適切な規則と手続を設けるとともに、証券の管理と移転に関連するリスクを最小化し、管理すべきである。証券集中振替機関は、帳簿上の記載による証券決済 (振替決済) のために、不動化又は無券面化された形式で証券を保持すべきである。

(対象 : CSD)

- ・ 当社は、CCP であり、本原則の適用対象外である。

原則 12. 価値交換型決済システム

FMI は、2つの結び付いた債務の決済を伴う取引（例えば、証券取引や外国為替取引）を決済する場合、一方の債務のファイナルな決済を他方の債務のファイナルな決済の条件とすることにより、元本リスクを除去すべきである。

（対象：PS、SSS、CCP）

重要な考慮事項

12.1. 価値交換型決済システムである FMI は、一方の債務のファイナルな決済が、それと結び付けられた債務のファイナルな決済が行われる場合にのみ実行されることを確保することにより、元本リスクを除去すべきである。その場合、FMI の決済がグロスベース（取引毎）かネットベースか、決済がファイナルとなるのがいつかは問わない。

- ・ 当社は機構の一般振替について DVP の機能を提供している。
- ・ 一般振替 DVP 制度では、14 時の参加者決済額算出の結果、資金受取参加者に対しては当社から直ちに受入予定証券が振り替えられ、資金支払参加者に対しては支払完了後当社から受入予定証券を振り替える手続により、DVP 参加者の資金支払義務の履行を確保している。
- ・ 一般振替 DVP 制度では、証券はグロスベース、資金はネットベースにより決済を行っている。
- ・ 当社は、債務引受時に DVP 参加者から証券の引渡しを受けている。資金支払義務については、当該義務を履行するまで参加者は証券の振替を受けられないこととして関連付けを行っている。
- ・ 14 時の参加者決済額の確定後、支払参加者から当社への資金支払時限は 15 時 10 分、当社から資金受取参加者への支払時限は 15 時 30 分となっている。
- ・ 受入予定証券は資金支払までの間、当社の口座内にあるため、第三者はアクセスできない。
- ・ 当社は他の DVP サービスに依拠していない。

原則 13. 参加者破綻時処理の規則・手続

FMI は、参加者の破綻を管理するための実効的かつ明確に定義された規則や手続を設けるべきである。こうした規則や手続は、FMI が、その損失と流動性の逼迫を抑制し、債務の履行を継続するために適時の行動を取れるよう設計されるべきである。

(対象：PS、CSD、SSS、CCP)

重要な考慮事項

13.1. FMI は、参加者破綻時においても FMI の債務履行を継続可能とする規則・手続や、破綻後の財源補填に対処するための規則・手続を設けるべきである。

参加者破綻時の規則と手続

- ・ 業務方法書等において、DVP 参加者の破綻の特定とそれに伴って当社が取り得る措置が定められている。
- ・ 当社の規則・手続では、参加者の破綻への対処は概ね次のように行われる。
 - － 参加者破綻の発生時には、当該破綻参加者に対し、債務引受けの停止等の措置（債務引受けの停止、決済促進送金預託残高の返還の停止、参加者基金預託残高の返還の停止、担保指定証券預託残高の返還の停止及び振替完了の停止）をとり、新たなリスクの拡大を防止するとともに、当社の確保資産の減少を防止する。
 - － 資金決済不履行の発生に対しては、参加者基金の取崩し及び流動性供給銀行からの資金借入れにより、当日の資金決済を完了させる。
 - － また、破綻参加者の期限の利益を喪失させたくため、当社と当該破綻参加者との間で一括清算・差引計算（相殺）を行い、当社が被った損失を回収する。それでもなお当社に損失が残っている場合には、損失負担金・追加損失負担金の制度により回収する。
 - － 参加者破綻の影響を抑制するためのメカニズムとしては、参加者の財務基準抵触等により、現実に参加者破綻が発生する前に債務引受けの停止を行うことが挙げられる。なお、参加者の顧客と当社の間には直接の関係はない。

財務資源の使用

- ・ 資金決済不履行発生当日の流動性資金調達は、参加者基金の取崩し、流動性供給銀行からの資金借入れの順で行うが、これらはそれぞれの申込後速やかに実行される体制を構築している。
- ・ また、不履行参加者の確保資産を換価処分して得た金銭により、参加者基金残高の回復及び借り入れた金銭の返済を行う。

- ・ 不履行参加者との間で一括清算及び相殺を行い、債権の回収を行う。またこれらの処理によってなお当社に損失が残る場合、当該損失を他の DVP 参加者が負担する損失負担金制度・追加損失負担金制度を設けている。

重要な考慮事項

13.2. FMI は、その規則に定められた適切な裁量的手続を含め、参加者破綻時処理の規則・手続を実施する体制を十分に整えておくべきである。

- ・ 当社は、規則及びマニュアルにおいて、破綻処理手続について定めている。また、職務権限規則において破綻時処理に係る役割と責務を示している。
- ・ 破綻参加者に対する措置の実施や資金決済不履行発生に伴う資金調達の実施は社長決裁事項となっている。
- ・ 適時の連絡手段としては、利害関係者の電話等の連絡先を事前に把握しているほか、DVP 参加者に対しては一斉に通知を発する仕組み（Target サイト）を利用することとなる。
- ・ 破綻処理手続等については、適宜見直しを行っており、規則改正を伴う見直しは、取締役会決議事項となる。

重要な考慮事項

13.3. FMI は、参加者破綻時処理に関する規則・手続の重要事項を公開すべきである。

- ・ 破綻時処理に関する規則・手続の重要事項は業務方法書等に定められ、ホームページで公表している。

重要な考慮事項

13.4. FMI は、クローズアウトの手続を含む参加者破綻時処理の手続の検証・見直しを行う際に、参加者などの利害関係者を関与させるべきである。そうした検証・見直しは、規則・手続が実務的であり実効性を持ち続けるために、少なくとも年に1回、あるいは規則・手続に重要な変更があった場合にはその都度、実施されるべきである。

- ・ 参加者破綻時処理の手続の検証は制度構築時に実施されている。その後規則・手続に重要な変更はない。内部手続の見直しは毎年実施している。
- ・ 不履行手続の規則や手続に重要な変更を行う場合には、DVP 業務委員会を開催するなどして、DVP 参加者の関与を求めることとなる。
- ・ 検証報告は必要に応じて、取締役会や統合リスク管理会議、規制当局と共有される。
- ・ 年1回、当社において、DVP 参加者に破綻等の事象が発生した場合における円滑な業務継続のために必要な対応についての検証を行い、必要に応じて規則やマニュアルを見直すとともに、DVP 参加者に対して、円滑な業務継続のための事務体制の見直しと留意事項に係る実行可能性の検証を依頼するため、破綻事象の発生時の留意事項に係る参加者通知を行う。これは、あらゆる破綻時処理をカバーしたものである。
- ・ 当社の一般振替 DVP 制度では、参加者破綻発生当日の資金調達が重要であると考えられる。このことから、参加者基金の預託先及び流動性供給銀行に対し、年1回又は先方担当者が交代するタイミングで、事務フローの確認を行っている。また、参加者基金の預託先及び流動性供給銀行の関与の下、参加者基金の預託先と当社間においては参加者基金の取崩しに伴う事務手続、流動性供給銀行と当社間においては流動性資金の確保に伴う事務手続の確認を定期的（年1回以上）に実施している。

原則 14. 分別管理・勘定移管

CCP は、参加者の顧客のポジションとこれらポジションに関して CCP に預託された担保の分別管理と勘定移管を可能とする規則と手続を設けるべきである。

(対象：CCP)

重要な考慮事項

- 14.1. CCP は、最低限、参加者の破綻・支払不能からその参加者の顧客のポジションと関連する担保を有効に保護するための分別管理と勘定移管の取極めを設けるべきである。CCP がそうした顧客のポジション・担保に、参加者とその傘下の顧客の同時破綻に対する保護を追加的に提供する場合、CCP はそうした保護の有効性を確保する措置を講じるべきである。
- 14.2. CCP は、参加者の顧客のポジションを容易に特定し、関連する担保を分別管理することを可能にする口座構造を採用すべきである。CCP は、顧客のポジション・担保を、個別の顧客口座又はオムニバスの顧客口座において保持すべきである。
- 14.3. CCP は、破綻参加者の顧客のポジション・担保を単一又は複数の別の参加者に移転しやすい方法により、勘定移管の取極めを構築すべきである。
- 14.4. CCP は、参加者の顧客のポジションと関連する担保の分別管理と勘定移管に関する規則・方針・手続を開示すべきである。特に CCP は、顧客の担保が個別口座とオムニバス口座のいずれによって保護されているかを開示すべきである。さらに、CCP は、参加者の顧客のポジションと関連する担保を分別管理・移管する能力を阻害し得る法的・事務処理上の制約を開示すべきである。

- ・ デリバティブ取引においては、参加者破綻時に当該参加者の顧客ポジションを強制的に清算することは反対売買の機会等を奪うものとなってしまうため、分別管理・建玉移管の制度が設けられているが、当社は現物取引のみを対象としていること、また、債権債務関係は当社と DVP 参加者との間で成立していることから、DVP 参加者の顧客のポジションと関連する担保に関する分別管理及び勘定移管の取決めを設けていない。
- ・ また、当社はカスタマーサイドの証券・資金の授受に関して清算業務を行い、元本リスクを排除していることから、当社の一般振替 DVP 制度そのものが投資者保護の仕組みの一つとなっている。
- ・ なお、破綻参加者の顧客資産の保全等については、顧客保護の観点から金商法第 43 条の 2 (分別管理) 及び第 79 条の 20 (投資者保護基金) といった法制度が存在している。

原則 15. ビジネスリスク

FMI は、ビジネスリスクを特定・モニター・管理するとともに、潜在的な事業上の損失が顕在化した場合に継続事業体としての業務とサービスを提供し続けることができるよう、こうした損失をカバーする上で十分な、資本を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。さらに、ネットベースの流動資産額は、不可欠な業務とサービスの再建や秩序立った撤退を確実にするために常時十分なものとすべきである。

(対象：PS、CSD、SSS、CCP、TR)

重要な考慮事項

15.1. FMI は、事業戦略の杜撰な執行より生じる損失、負のキャッシュフロー、予想外に過大な営業費用を含む、ビジネスリスクを特定・モニター・管理するための強固な管理・コントロールのシステムを備えるべきである。

- ・ 機構は、機構グループのリスク管理基本方針において、当社を含む機構グループにおけるビジネスリスクを以下のとおり分類している。
 - 事業リスク 悪評若しくは風評による影響、事業戦略の杜撰な執行、競争への効果的でない対応、新たな事業分野への進出による損失又はその他の事業上の要因により、業績が悪化するリスク
 - 財務リスク 手数料収入の低下、費用増加、不適切な予算計画や執行又は税務若しくは会計処理の不備等により、財務状況が悪化するリスク
- ・ ビジネスリスクを含む各リスクの特定・管理に関する方針及び手続は、「原則 3. 包括的リスク管理制度 重要な考慮事項 3.1」に記載している。

重要な考慮事項

15.2. FMI は、事業上の損失が発生した場合に継続事業体として業務・サービスを提供し続けることができるよう、資本（例えば普通株式、公表準備金などの内部留保）を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。FMI が保有すべき資本を財源とするネットベースの流動資産の額は、そのビジネスリスクの特性と、必要に応じて、不可欠な業務・サービスの再建や秩序立った撤退が行われる場合に、それに要する期間の長さによって決定すべきである。

- ・ 当社は、継続事業体として、一般振替 DVP 制度を提供し続けることができるよう、当社のリスク特性と環境の変化を踏まえた上で、資本を財源とするネットベースの流動資産について、安全かつ十分な額を確保するように財務運営を行っている。

- ・ 当社は、保有しているリスクを継続的に特定・管理している。当社のリスク特性を踏まえると、突発的な流動資産の流出や資本の毀損が生じるとは想定し難いものの、特定したリスクを基に、当社が不可欠な業務・サービスを提供できなくなるおそれのあるシナリオと当該シナリオに応じた対応策を特定している。
※ 詳細は「**原則 3. 包括的リスク管理制度 重要な考慮事項 3.4**」を参照。
- ・ 資本を財源とするネットベースの流動資産の所要額は、特定したリスクシナリオと対応策の性質を踏まえて決定している。

重要な考慮事項

15.3. FMI は、再建と秩序立った撤退のための実行可能な計画を保持すべきであり、この計画を実行する上で十分な資本を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。FMI は、少なくとも当期の営業費用の 6 か月分に相当する資本を財源とするネットベースの流動資産を最低限保有すべきである。これらの資産は、財務資源に関する諸原則に基づいて参加者破綻などのリスクをカバーするために保有する財源とは別のものである。ただし、国際的なリスクベースの自己資本基準に基づいて保有する資本は、二重規制を回避する上で関連性があり、適切である場合は、資本に含めることができる。

再建又は秩序だった撤退のための計画

- ・ 当社が策定している再建計画の内容は、「**原則 3. 包括的リスク管理制度 重要な考慮事項 3.4**」に記載している。
- ・ 当社は、「**重要な考慮事項 15.2**」に記載した考え方にに基づき、少なくとも、以下に示す最低所要額の資本を財源とするネットベースの流動資産を保有することとしている。

最低所要額 = 減価償却費を除く年間営業費用の 9 か月分 + 年間営業利益の 15%

※ 直前 5 事業年度実績値及び中期経営計画の 5 事業年度計画値のうち、上記の合計額が最大となる値を採用する。
- ・ 実際、当社は、2024 年 3 月期において、最低所要額（716 百万円）を超える利益剰余金（965 百万円）、純資産（1,965 百万円）及びネットベースの流動資産（1,954 百万円）を保有している。
- ・ なお、DVP 参加者から預託された参加者基金は信託設定しており、自己の資金とは明確に分別している。

重要な考慮事項

15.4. ビジネスリスクをカバーするために保有する資産は、FMI が厳しい市場環境を含む様々なシナリオの下で、当期や将来の営業費用を賄えるために、質が高く十分に流動性のある資産として保有するべきである。

- ・ 「**重要な考慮事項 15.3**」に記載のとおり、当社は、2024 年 3 月期における資本を財源とするネットベースの流動資産は、最低所要額 716 百万円に対して 1,954 百万円を確保している。
- ・ 当社は流動資産の大半を現預金で保有しており、2024 年 3 月 31 日時点では有価証券等のその他の資産での運用は行っていない。
※ 「**原則 16. 保管・投資リスク 重要な考慮事項 16.4**」を参照。
- ・ 当社の取締役は、3 か月に一度、資本を財源とするネットベースの流動資産の内容を把握している。

重要な考慮事項

15.5. FMI は、仮に資本水準が必要とされる額に近づいたり、下回ったりする場合には、追加的な資本を調達するための実行可能な計画を保持すべきである。この計画は、取締役会の承認を受け、定期的に更新されるべきである。

- ・ 当社が策定している再建計画の内容は、「**原則 3. 包括的リスク管理制度 重要な考慮事項 3.4**」に記載している。
- ・ この中で、追加的な資本を調達するための対応策として、保険金の充当、機構からの財務支援（債務の減免等）、投資の凍結・人件費等の削減、手数料率の引上げ、増資（第三者割当増資等）を想定している。
- ・ また、リスクシナリオや再建のための対応策は、継続的なリスクの特定・管理の結果を踏まえ、原則として、年 1 回以上その有効性、妥当性等を検証し、必要と判断した場合には、取締役会の決議により、見直しを実施することを想定している。

原則 16. 保管・投資リスク

FMI は、自らと参加者の資産を保全するとともに、これらの資産の損失やアクセスの遅延のリスクを最小化すべきである。FMI による投資は、最小限の信用リスク・マーケットリスク・市場流動性リスクを持つ商品に対して行われるべきである。

(対象：PS、CSD、SSS、CCP)

重要な考慮事項

16.1. FMI は、自らと参加者の資産を監督・規制下にある主体に保管すべきであり、こうした主体は、その資産を十分に保全するための厳格な計理実務・保管手続・内部統制を備えるべきである。

(自らの資産)

- ・ 当社の自らの資産の預け先は、銀行法の下、監督官庁の検査を受け、適切なリスク管理が行われている金融機関である。

(DVP 参加者から預託された資産)

- ・ 参加者基金は、信託業務を営む銀行に金銭信託による管理及び運用を委託している。担保指定証券は、機構及び日銀の当社口座に記録されており、カストディアンを利用していない。
- ・ 当社では、参加者基金の預託先についてヒアリング及び財務資料・格付け等により定期的にモニタリングしている。

重要な考慮事項

16.2. FMI は、自らの資産と参加者から預託を受けた資産に必要な時に迅速にアクセスできるべきである。

(自らの資産)

- ・ 市中銀行への預金については、預金契約等により法的基盤が確保され、適時の引出しが可能である。

(参加者から預託された資産)

- ・ 参加者基金は、信託銀行を受託者として信託設定を行っていることから、法的基盤は確保されている。

- ・ 参加者基金は、DVP 参加者の資金決済不履行が生じた場合の流動性供給源であるため、迅速に当社へ送金ができるスキームを構築している。なお、別の時間帯や法域のものはない。
- ・ 担保指定証券は機構又は日銀の当社口座に記録されており、法的基盤が確保されている。
- ・ DVP 参加者の債務不履行が生じた場合、当該 DVP 参加者の確保資産を換価処分するが、担保指定証券は機構又は日銀の当社口座に記録されているため、迅速なアクセスが確保されている。

重要な考慮事項

16.3. FMI は、相互の関係をあらゆる角度から考慮しつつ、カストディ銀行に対するエクスポージャーを評価・理解すべきである。

- ・ 当社の資金は普通預金口座に預け入れを行う一方、DVP 参加者から預託された資産は信託銀行への金銭信託、機構又は日銀の当社口座で記録されていることから、カストディ銀行は利用していない。

重要な考慮事項

16.4. FMI の投資戦略は、全般的なリスク管理戦略と整合的であり、参加者に全面的に開示されるべきである。FMI による投資は、信用力の高い債務者に対する債権によって保全されているものや、そうした債権に対するものであるべきである。いずれの場合も、FMI による投資は、価格変動の悪影響が全く又は殆どなく、迅速に処分できる必要がある。

- ・ 当社は、決済インフラとしての健全性、信頼性の確保に資するため、機構と一体となって、「リスク管理基本方針」を定め、リスク管理体制を整備するなど、リスク管理を重視している。自らの資産の運用についてもリスク管理を重視し、安全性及び流動性が確保されるよう対象商品を銀行預金、日本国債及び政府保証債に限定している。
- ・ DVP 参加者から預託された参加者基金については、信託業務を営む銀行への金銭信託とし、低リスク・流動性の高い運用方法をとっている。

- ・ 当社は、DVP 参加者から担保指定証券の預託を受けているが、当該資産を用いた投資は行っていない。

原則 17. オペレーショナルリスク

FMI は、オペレーショナルリスクをもたらし得る内部・外部の原因を特定し、適切なシステム・手続・コントロール手段の使用を通じて、その影響を軽減すべきである。システムは、高度のセキュリティと事務処理の信頼性を確保するよう設計するとともに、適切かつ拡張可能性を持った処理能力を備えるべきである。業務継続体制は、広範囲又は重大な障害発生時も含めて、事務処理の適時の復旧と FMI の義務の履行を目的とすべきである。

(対象：PS、CSD、SSS、CCP、TR)

重要な考慮事項

17.1. FMI は、オペレーショナルリスクを特定・モニター・管理するため、適切なシステム・方針・手続・コントロール手段を備えた頑健なオペレーショナルリスク管理の枠組みを設けるべきである。

オペレーショナルリスクの特定・管理

- ・ 当社の「内部統制基本方針」では、機構が設置し当社業務部門の責任者も出席する統合リスク管理会議等を通じ、また、機構グループのリスク管理基本方針に従い、機構グループのリスク管理体制の整備を推進するとしており、当社もリスク管理基本方針に従うことを明らかにしている。
- ・ 機構は、機構グループのリスク管理基本方針において、機構グループにおけるオペレーショナルリスクを以下のとおり分類している。当社も、この分類に従っている。
 - システムリスク システムの不正使用、システム開発の失敗、ダウン又は誤作動等のシステムの不備、サイバー攻撃等により、システムの有効性、信頼性、安全性、効率性又は遵守性が損なわれるリスク
 - 事務リスク 役職員が正確な事務処理を怠る、又は事故、不正等を起こす等により、意図しない事務処理や事務処理の遅延又は停止が発生するリスク
 - 事故・災害リスク 事故、不法侵入、脅迫、自然災害、パンデミック等により、機構グループが損害を被る又は機構グループの役職員が危害を被るリスク
 - 人的リスク 不適切な人事方針、労働環境の悪化等により、人員不足や士気、モラルの低下等が発生するリスク
 - コンプライアンスリスク 法令、社内規程若しくは各種取引上の契約等を遵守しないこと又は不利な契約を締結すること等により、会社運営上の問題又は法令上の問題が発生するリスク

- ・ オペレーショナルリスクを含む各リスクの特定・管理に関する方針及び手続は、「**原則 3. 包括的リスク管理制度 重要な考慮事項 3.1**」に記載している。
- ・ 当社がシステムの開発・運用を委託している機構では、単一障害点（single point of failure）が生じることがないように、ハードウェア、ネットワーク及びコンピュータセンタの冗長化並びに代替オフィスの設置を行っている。

方針・手続・コントロール手段

- ・ 機構は、機構グループのオペレーショナルリスクとして分類しているリスクのうち、事務リスク・人的リスク・システムリスクについて、それぞれ以下のような方針・手続・コントロール手段により、管理している。当社も、この方針等により管理している。

（事務リスク）

- 機構は、機構グループにおける事務処理の適切な実施を確保するため、以下の管理方針を定めている。
 - ◇ 事務の誤処理等を防止するため、マニュアルやチェックリスト等を整備し、これらに従い事務を行う。
 - ◇ 事務の誤処理等を防止するため、2名体制での事務処理の実施やチェックリストの活用を行う。
 - ◇ 事務の連携漏れを防止するため、事務の関係者（他部室や社外関係者を含む。）及びそれぞれの対応範囲を確認した上で事務を行う。
 - ◇ 事務の誤処理等に迅速に対応するため、自社又は関係先で事務の誤処理等が発生した場合の影響範囲を予め把握する。
 - ◇ 事務の誤処理等を防止するため、異例の事務については、事前に複数の担当者により対応を協議の上、事務を行う。
 - ◇ 事務の誤処理等が発生した場合には、再度の事務の誤処理を防止するため、事務の修正方法等について上長と認識合わせをしたうえで、修正作業を行う。
 - ◇ 事務処理の追加、変更又は削除（役割分担の変更を含む。）を実施する場合には、事前にリスクの特定、分析及び評価を実施し、関連する事務のマニュアルやチェックリスト等に当該変更内容を反映するとともに、担当者に教育研修を実施する。
 - ◇ 人事異動等により担当者が変更となった場合は、引き継ぎ資料を作成の上、確実に引継ぎを行うとともに、新しい担当者に対し教育研修を実施する。
 - ◇ マニュアルやチェックリスト等が陳腐化しないよう、少なくとも年1回見直しを行う。
 - ◇ 担当者の理解不足や認識不足等を解消するため、少なくとも年1回教育研修

を実施する。

- ◇ 外部に委託している事務の誤処理等を防止するため、委託先の事務処理に関して、委託先からの報告の聴取、調査その他必要な監督に関する措置を少なくとも年に1回実施する。
- ◇ 事務処理のプロセスを継続的に見直し（少なくとも年1回）、不要な事務の削減、事務の簡素化及び自動化を進める。

（人的リスク）

- 事業が永続的に承継するように、年齢の偏りや業務への適性に留意しつつ、毎年一定数の新卒社員を採用している。また、採用後には、機構グループの業務を適切に担っていくことができるように業務部門、システム部門への配属を必須としたジョブローテーションを取り入れている。さらに、会社が社員に求めている能力や役割を社員に開示し、それらに適合する人材が育つように研修・教育制度を整備している。
- 人材の流出による影響を軽減するため、各業務をマニュアル化し、属人化を防止している。
- 従業員の不正行為を防止するため、定期的にコンプライアンス研修を実施するとともに、就業規則に懲戒の種類及び方法を定め、不正を予防している。また、従業員が懲戒事由に該当した場合には懲罰委員会に諮り、その答申に基づき懲戒処分を行うこととしている。

（システムリスク）

- 当社がシステムの開発・運用を委託している機構では、当社が利用する機構の情報システムに係る変更管理手順を明文化することで、統一的な情報システムの運用を実現している。当該手順は、ITサービスマネジメントの世界的なベストプラクティスであるITILの考え方を取り入れたものとなっている。
- また、情報システムを改修するプロジェクトは、機構が定めたシステム開発標準に則って実施している。システム開発標準においては、プロジェクトをプロジェクト企画フェーズ、要件定義フェーズ、開発フェーズ、検収テストフェーズ、総合運転テストフェーズ、移行フェーズ及びサービス提供フェーズに区分しており、各フェーズにおける成果物、その評価方法等を明文化している。

重要な考慮事項

17.2. FMI の取締役会は、オペレーショナルリスクに対処する役割と責任を明確に定義すべきであり、FMI のオペレーショナルリスク管理の枠組みを承認すべきである。システム・運用方針・手続・コントロール手段については、定期的又は重大な変更後に、評価・監査・検証すべきである。

役割・責任・枠組

- ・ 当社の「内部統制基本方針」では、機構が設置し当社業務部門の責任者も出席する統合リスク管理会議等を通じ、また、機構グループのリスク管理基本方針に従い、機構グループのリスク管理体制の整備を推進するとしており、当社もリスク管理基本方針に従うことを明らかにしている。
- ・ 機構は、リスク管理基本方針において、機構グループにおけるオペレーショナルリスクを含む各リスクの管理に関する役割・責任・枠組を定めている。その内容は、「**原則 3. 包括的リスク管理制度 重要な考慮事項 3.1**」に記載している。
- ・ 機構は、リスク管理基本方針を取締役会の決議により定めており、原則として、年 1 回以上その有効性、妥当性等を検証し、必要と判断した場合には、同基本方針の見直しを行っている。
- ・ また、同基本方針の有効性、妥当性等の検証に際しては、機構の CRO を議長とし当社業務部門の責任者も出席する統合リスク管理会議にて協議を行うとともに、リスク委員会も独立して協議を行い、機構の取締役会に対して助言することとしている。

評価・監査・検証

- ・ 機構は、機構グループにおけるオペレーショナルリスク管理に関するシステム・運用方針・手続・コントロール手段について、以下のとおり評価・監査・検証している。当社も、この評価等の対象となっている。

(評価・検証)

- 機構は、機構グループにおけるオペレーショナルリスク管理に関する社内規程について、顕在化したリスクや外部環境及び内部環境の変化等を踏まえ、少なくとも年 1 回変更の要否について検証を行っている。
- システム障害時や災害時における対応マニュアルについては、少なくとも年 1 回変更の要否について検証するとともに、機構の正センタがバックアップセンタに切り替わった場合を想定し、当社を含む社外関係者参加のもと、年 1 回テストを実施し、手順の検証を行っている。

(監査)

- 機構は業務を執行する部門から独立した内部監査部門を有している。当該内部監査部門には当社との兼務社員がおり、機構グループとして一体的な内部監査を行っている。
- 機構グループの内部監査部門は、機構グループの各部門における社内規程、業務規程等の遵守状況、オペレーショナルリスクを含めた管理状況等について監査を行っている。
- 機構グループの内部監査部門では、システムリスクに関して、中期システム監査計画を作成し、少なくとも年に1回、重要システムを対象として、内部監査を実施している。また、専門的知見を必要とする事項については、必要に応じて、外部の専門家を活用することとしている。

重要な考慮事項

17.3. FMI は、事務処理上の信頼性の目標を明確に定義し、そうした目標を達成するよう意図された方針を有するべきである。

- 機構は、機構グループが適宜適切な措置をとることを確保し、事務処理上の信頼性を達成するために、経営基本方針において、以下の二点を定め、公表している。
 - 決済インフラとしての業務集中とサービス範囲の拡大を踏まえ、リスク管理を重視する企業風土を醸成するなど、継続的・安定的な業務運営を確保する。
 - 事業の公共性を意識し、ディスクロージャーを積極的に行い透明性の確保に努める。
- 機構では、事務の大半をシステムによって処理していることから、事務処理上の信頼性を維持するための指標として、システムの稼働率に関する目標を定め、定期的に稼働率を測定・評価し、取締役会に報告することとしている。
- 機構は、システムの開発・運用に係る社内規程を定めることにより、以下に示すとおり、高水準の事務処理上の信頼性を確保している。
 - システムの開発においては、要件定義、開発、テスト等の工程毎に品質状況の評価するとともに、必要な場合には負荷テストやユーザテスト等を実施することで信頼性を確保している。
 - システムの運用においては、ディスク、CPU、メモリの利用状況について常時監

視・評価を行い、閾値に到達した場合には資源追加を行うこととしている。このほか、システム障害が発生した際の対応策を社内規則にて定めており、復旧までの時間を最小化することとしている。

重要な考慮事項

17.4. FMI は、増大するストレス量を処理し、サービス水準の目標を達成するための適切な拡張可能性のある処理能力を確実に備えるべきである。

- ・ 当社がシステムの開発・運用を委託している機構では、適切な拡張可能性のある処理能力を備えるため、次のように対応している。
 - 機構では、システムリプレースの際に、過去の実績における平均及び最高値並びに将来の処理量の予測等を元に、処理件数の限界値を設定している。
 - また、既存システムを変更する際には、処理能力の観点から問題がないか検証した上で変更を実施している。
 - このほか、前述のとおり、通常時のシステム運用におけるキャパシティ管理として、ディスク、CPU、メモリの利用状況について常時監視・評価を行い、閾値に到達した場合には資源追加を行うこととしている。

重要な考慮事項

17.5. FMI は、すべての潜在的な脆弱性と脅威に備える、包括的な物理的セキュリティと情報セキュリティに関する方針を備えるべきである。

物理的セキュリティ

- ・ 当社がシステムの開発・運用を委託している機構は、事務室及びコンピュータセンタにおける入室権限の付与及び入退室管理の方法等に係る厳格なルールを定めている。また、事務室に関する入退室ルールは当社にも適用されている。
- ・ 特に、機構は、コンピュータセンタについては位置を非公開としており、厳重なアクセス管理を行っている。これにより、コンピュータセンタに対する物理的な不正アクセスを防止し、外部からの攻撃を受けない体制を構築している。
- ・ また、機構は、金融情報システムセンター（FISC）が定める金融情報システムの安全性確保のための自主基準である「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・

解説書」を活用し、システムが設置されるコンピュータセンタの物理的セキュリティ体制を整備している。

情報セキュリティ

- ・ 機構グループは、機構グループの情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティに関する考え方や方針として、情報セキュリティ基本方針及び各種社内規程を定めている。これらの方針や規程は当社にも適用されている。情報セキュリティ基本方針は、以下の5か条からなり、ホームページで公表されている。
 1. 情報セキュリティ管理体制の構築
 2. 情報セキュリティ対策を徹底したシステムの実現
 3. 情報セキュリティに関する知識の向上
 4. 内部監査体制の整備・充実
 5. 契約の相手方への管理体制強化

- ・ このうち、情報セキュリティ管理体制としては、機構グループにおける情報セキュリティを統括する者として CISO（情報セキュリティ統括責任者）を設置し、CISO を中心とした管理体制を構築している。

- ・ また、個人情報保護に関しては、個人情報の保護に関する法律その他関係する日本の法令及び EU 一般データ保護規則（GDPR : General Data Protection Regulation）に即して、当社は、個人情報保護方針及び各種社内規程を定めている。なお、当社の個人情報保護方針については、ホームページで公表されている。

- ・ 当社がシステムの開発・運用を委託している機構では、情報セキュリティ管理のため、次のように対応している。
 - 機構においては特に、情報システムの開発、保守及び運用に係る情報セキュリティは重要であり、具体的な管理策として、情報セキュリティ対策規則を定めている。機構は、堅牢な物理的セキュリティの確保が図られたコンピュータセンタに情報システムを設置しており、システム機器の持出しによるデータの漏洩が発生しない仕組みを構築している。また、仮に、データの持出しを行う場合には、管理者の承認が必要となり、担当者による無制限なアクセスやそれによる情報の漏洩を防止する仕組みを構築している。
 - また、機構は、個人情報を含むデータについては、その管理のためのシステム・ネットワークを専用に設け、暗号化や厳重なアクセス管理を行っている。
 - また、機構は、情報システムを構築、運営する際の安全対策の具体的な指針として FISC の「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」（設備基準）を活用している。

重要な考慮事項

17.6. FMI は、広範囲又は重大な障害発生を招き得る事象を含む、重大な事務処理障害のリスクをもたらす事象に対応するための業務継続計画を備えるべきである。この計画には、代替施設の使用も織り込むべきであり、不可欠な情報システム（IT システム）は事務処理の停止から 2 時間以内の再開を確保する設計とすべきである。極端な状況が生じた場合にも、事務処理の障害のあった当日中に FMI が決済を完了できるように計画を策定すべきである。FMI は、こうした枠組みを定期的に検証すべきである。

事業継続計画の目的

- ・ 機構は、機構グループにおける BCP（事業継続計画）基本方針を定め、ホームページで公表している。当社も、この基本方針に従うこととなっている。
- ・ 当該方針は、災害の発現時において、機構加入者等関係諸機関への影響を極小化するため、業務を可能な限り継続し、又は迅速に復旧することを基本的な考え方としている。
- ・ また、対象範囲として想定するリスクや適用範囲を明文化し、広域災害／局所被害／システム障害の別に対応方針を定めているほか、対応のための組織、人員、手段、拠点、システム等に係る体制整備についても規定している。
- ・ これに加えて、機構は、機構グループ、JSCC、日本銀行又は制度参加者のシステム障害又は回線障害により、処理が滞った場合でも、迅速かつ効率的にシステム復旧ができるよう「当社グループにおけるシステム障害発生時の基本方針」を定め、ホームページで公表している。

事業継続計画の設計

（復旧目標）

- ・ 機構は、BCP（事業継続計画）基本方針において、目標復旧時間（想定リスク（自然災害・感染症の流行・社会インフラの一部停止等による広域災害、火災・テロ等による局所被害及び機構グループのシステム障害等をいう。以下同じ。）が発生したことにより、業務が継続できなくなった時から復旧させるまでの目標とする時間）をおおむね 2 時間以内と定めている。また、事業継続計画に関するより具体的な設計について、BCP 対策規則をはじめとした各種社内規程を定めている。これらの規程は当社にも適用されている。
- ・ また、BCP（事業継続計画）基本方針に加え、上記の「当社グループにおけるシステム障害発生時の基本方針」において、「ほふりクリアリングは、制度利用者との間でシ

システムによる情報授受ができなくなった場合等において、代替手段があるときは、当該手段により、可能な限り、通常どおりの処理を継続する。」こととしている。

(情報システムの構築)

- 上記の目標を実行可能なものとするため、機構は、以下のような冗長化された情報システムを構築し、業務継続に支障をきたさないようにしている。当社はシステムの開発・運用を機構に委託しており、一般振替 DVP 制度に係る情報システムも、この冗長化の対象となっている。
 - 正センタの情報システムに異常が発生した場合を想定し、情報システムを二重化している。システム障害等が発生した際には、自動的かつ瞬時に（又は手作業により迅速に）バックアップシステムへの切替えを行う。
 - 正センタが被災した場合には、バックアップセンタに設置している情報システムへの切替えを行い、2時間以内を目標に業務を再開する。

- 機構の冗長化された各情報システムにおいて、正センタとバックアップセンタの情報システムのデータは、レプリケーションによる常時同期が行われているが、システム切替発生時には、処理中のデータについて、処理結果が正しく反映がされていないおそれがある。

- そこで、システム切替発生時の対応として、機構は、制度参加者向けに開示している「災害その他不測の事態による機構システムのバックアップセンタ切替時における運用マニュアル」において以下の点を規定している。当社が運営する一般振替 DVP 制度についても、当該マニュアル内で記載されている。
 - 制度参加者は、システム切替発生時においては、入力データ等の処理が完了しているかどうかを確認する必要があること。
 - 入力データの処理中にシステム切替が発生した場合には、当該データが正常に処理されないことがあるため、接続インターフェースを複数用意するなど代替確認手段を確保し、参加者側において処理が完了したデータを確認の上、業務を再開する必要があること。

- なお、機構の情報システムにおけるデータの処理状況については、当社及び DVP 参加者において、逐次確認可能な仕組みとなっている。

(想定リスク発生時の対応)

- 想定リスク発生時には、社内外の重要な利害関係者及び当局との有効な意思疎通を行うことが重要となることから、機構は、想定リスク発生時における機構グループの対策本部の設置、状況確認、対外広報、社内外への連絡及び業務の復旧等について、社

内マニュアルを作成し、具体的な手順を明文化している。当社も、機構グループにおける業務継続部門として位置付けられている。

- ・ 想定リスク発生時で、機構グループの業務に支障が出るおそれがあると判断した場合には、機構グループに BCP 対策本部を立ち上げ、社内の状況確認及び取り纏め、機構グループ内への情報連係及び指示を行うこととしている。当社の業務部門の責任者は、当該 BCP 対策本部に参画し、必要な活動を行うこととしている。
- ・ また、機構グループの業務運営状況、システム稼働状況及び今後の対応等について、参加者を始めとして、監督官庁や取引所、他の FMI（日本銀行、JSCC）等へ連絡する仕組みが構築されている。

第2拠点

- ・ 機構グループは、代替オフィスとして大阪事務所を設置している。また、優先的に継続・復旧する業務の特定及び当該業務を目標復旧時間内に再開させるための手順の整備を行い、想定リスク発生時に適切な対応がとれるよう、人員を大阪事務所に常駐化させ、日々、当該業務のオペレーションを本社及び大阪事務所の二拠点体制で実施している。
- ・ 機構グループは、BCP（事業継続計画）基本方針に基づき、地理的要因を勘案しつつ、機構グループの正センタが使用不能となった場合に備え、業務継続が可能な場所にバックアップセンタを設置している。
- ・ バックアップセンタは、正センタが使用不能となった場合でも、業務継続を行えるよう、必要な資源、処理能力及び機能を有している。
- ・ こうした取組みに加えて、想定リスク発生時で参加者側の社内システムや通常の通信回線に支障が生じた場合であっても、参加者が機構の情報システムの必要な機能を継続的に利用することを可能とするために、リアルタイムのシステム間接続の代替手段として、Web ベースの端末による接続機能を提供しており、参加者による設置を必須としている。当該端末は、当社が運営する一般振替 DVP 制度に関し、DVP 参加者が利用できるものとなっている。

評価と検証

- ・ 機構において、機構グループにおける業務継続・コンティンジェンシーに係る取決めが実効的に機能することを評価・検証する観点から、定期的に以下の訓練を実施しており、当社もこれに参加している。

- 広域災害が発生したことを想定し、役員・社員の安否を確認する訓練
 - 広域災害／局所被害／システム障害が発生したことを想定し、経営層も参加するBCP対策本部を立ち上げ、状況に応じた意思決定を行う訓練
 - 正センタが被災したことを想定し、参加者も参加の上、バックアップセンタのシステムに切り替えて、システム運用を継続する訓練
- ・ 機構において、機構グループにおけるBCP（事業継続計画）基本方針に則って、正センタの本番システムとバックアップシステムの切替テストや、正センタのシステムとバックアップセンタのシステムの切替テスト等を年1回以上実施しており、当社もこれに参加している。
 - ・ 当該テストには、参加者をはじめとして、計算会社等のシステム接続会社及び関連するFMI（日本銀行、JSCC）が参加しており、業務継続の可否や災害発生時の手順を確認することで、機構グループにおける事業継続計画の実効性を評価・検証している。

重要な考慮事項

17.7. FMIは、主要な参加者・他のFMI・サービス業者・公益事業者（utility provider）がFMIの事務処理にもたらすリスクを特定・モニター・管理すべきである。さらに、FMIでは、自らの事務処理が他のFMIにもたらすリスクを特定・モニター・管理すべきである。

FMI自身の事務処理に対するリスク

- ・ FMI自身の事務処理に対するリスクを含む各リスクの特定・管理に関する方針及び手続は、「原則3. 包括的リスク管理制度 重要な考慮事項3.1」に記載している。
- ・ 当社は、当社における主要な参加者、他のFMI（日本銀行、JSCC、機構）、サービス業者（機構の情報システムの開発・保守・運用の外部委託先）、公益事業者（通信会社、電力会社）が及ぼすリスクとして、以下のものを把握している。
 - 主要な参加者のシステム障害等により、当日における決済が相当規模結了しないリスク
 - 他のFMI（日本銀行、JSCC、機構）のシステム障害等により、当社の業務運営に支障が生じるリスク
 - サービス業者（機構の情報システムの開発・保守・運用の外部委託先）の事務処理誤り等により、機構グループのシステム障害が発生するリスク
 - 公益事業者（通信会社、電力会社）のサービス停止により、機構グループのシステム利用が不能となるリスク

- ・ 当社はシステムによる事務処理については機構に委託しているが、機構では、上述のリスクを低減するため、以下の対応を行っている。
 - 他の FMI とのシステム接続の状況を常時確認し、機構グループに影響を与える事象が存在した場合には、迅速に連絡を取り合える体制を構築している。
 - 参加者又は他の FMI とのシステム接続仕様が変更となる場合や、新たにシステムやサービスの利用を開始する場合には、システム接続、業務実施手順等に係るユーザテストを実施している。
 - 機構の情報システムの開発・保守・運用の外部委託先ベンダに対して、週次又は月次にて会議を開催し、情報システム開発の進捗状況や品質状況を確認している。また、機構は、情報システムの保守・運用に関し、外部委託先と SLO (Service Level Objective) を締結し、少なくとも月に一度委託業務の状況を確認している。
 - 公益事業者（通信会社、電力会社）のサービス停止に備え、ネットワークの冗長化や自家発電設備の整備を行っている。

- ・ 当社はシステムによる事務処理については機構に事務を委託しているが、当社は、委託事務に係るシステムの状況について事務委託契約に基づき、機構のシステム部門との週次会合を実施している。当該会合では、開発進捗状況やシステム運営に関する報告を受け、委託元として直接的にシステムの状況の確認を実施している。

- ・ また、機構グループ全体の経営陣・部長で構成する月次会合において、システム開発・運用の進捗状況の確認を行っており、当社もこうした会合に参画し、必要な関与・要請を行っている。

他の FMI にもたらすリスク

- ・ 当社が他の FMI にもたらすリスクを含む各リスクの特定・管理に関する方針及び手続は、「原則 3. 包括的リスク管理制度 重要な考慮事項 3.1」に記載している。

- ・ 当社が他の FMI にもたらす可能性のある重要なリスクとしては、機構グループのシステム障害等により、他の FMI の業務運営に支障が生じるリスクがある。

- ・ 機構グループは、上記リスクを低減するため、他の FMI とのシステム接続の状況を常時確認し、他の FMI に影響を与える事象が存在した場合には、迅速に連絡を取り合える体制を構築している。

- ・ 当社はシステムによる事務処理については機構に委託しているが、当社は、委託事務に係るシステムの状況について事務委託契約に基づき、機構のシステム部門との週次会合を実施している。当該会合では、開発進捗状況やシステム運営に関する報告を受

け、委託元として直接的にシステムの状況の確認を実施している。

- また、機構グループ全体の経営陣・部長で構成する月次会合において、システム開発・運用の進捗状況の確認を行っており、当社もこうした会合に参画し、必要な関与・要請を行っている。
- 機構グループは、日本銀行が年 1 回実施しているシステム障害対策訓練に参加するとともに、日本証券業協会や全国銀行協会が市場横断的な BCP の構築に係る取組みとして行っている協議会や委員会等に参画している。さらに機構が年 1 回実施している災害運用訓練には他の FMI が参画しており、相互に連携を図っている。

原則 18. アクセス・参加要件

FMI は、公正で開かれたアクセスを可能とするよう、客観的かつリスク評価に基づいた参加要件を設定し、公表すべきである。

(対象：PS、CSD、SSS、CCP、TR)

重要な考慮事項

18.1. FMI は、直接参加者のほか、必要に応じて間接参加者その他の FMI に対して、リスクに関連付けられた合理的な参加要件に基づいて、自らのサービスへの公正で開かれたアクセスを可能とすべきである。

参加の基準・要件

- ・ 当社では、清算資格の取得に関し、次のような要件及び基準を設けている。
 - ①機構の口座を開設した者であり、かつ機構の決済照合システムの利用者であること（業務方法書第 8 条第 2 項）。
 - ②健全な経営の体制であること（業務方法書第 10 条第 1 項第 1 号）。
 - ③資本金の額や純資産額などが、一定の財務基準に適合していること（業務方法書第 10 条第 1 項第 2 号）。
 - ④適切な業務執行の体制を備えていること（業務方法書第 10 条第 1 項第 3 号）。
- ・ 当社は、上記の参加要件・基準を業務方法書に定め、明示しており、透明性を確保している。また、こうした要件は後述するとおり、制度の仕組み、リスク及び当社の社会的位置付けを背景とするものであり、恣意的な運用や地位の濫用を行う余地はなく、公正で開かれたアクセスを可能としている。

取引情報蓄積機関へのアクセス

- ・ 当社は取引情報蓄積機関ではないため対象外である。

重要な考慮事項

18.2. FMI の参加要件は、FMI 及び業務を提供する市場にとって安全性・効率性の観点から正当化されるものでなければならない。また、FMI 固有のリスクに応じて、そのリスクに見合うように設定され、公表されるべきである。FMI は、リスクコントロール基準が受入可能な範囲に維持されることを条件として、状況が許す限り、アクセスへの影響が最も限定的となる参加要件を定めるよう努めるべきである。

法域及び参加要件の論拠

- ・ 上記の参加要件及び基準のうち、①は制度上必須となる事項である。③については、当社が参加者の信用リスクを負うことから、一定の財務基準を設けて、参加者の財務の健全性を確保するものである（FMI の安定性）。④については、当社と参加者との間の有価証券及び金銭の授受等のオペレーショナルリスクの視点を中心に、有価証券の決済の円滑を確保するため、業務方法書に定める事項を遵守することに関して適切な業務執行の体制を備えることを求めているものである（FMI の効率性）。②については、当社は多数の清算対象取引を集中的に扱うという公共的性格を有していることから、例えば反社会的勢力による支配を受けている者には資格を付与しないといった対応が求められるため、健全な経営の体制を求めているものである（市場での役割）。
- ・ このように、上記要件及び基準は、当社の安定性・効率性、市場での役割に基づくものとなっている。また、リスクの度合いとかけ離れた厳しい要件及び基準は設けておらず、妥当なものである。

基準の開示

- ・ 当社が運営する一般振替 DVP 制度への参加要件及び基準については、業務方法書に定められ、ホームページで一般に開示している。

重要な考慮事項

18.3. FMI は、参加要件の遵守状況のモニタリングを継続的に行うべきである。また、参加要件に違反した参加者や、要件を満たさなくなった参加者について、参加停止や秩序立った退出を円滑に行うために明確に定められた手続を備え、これを公開するべきである。

遵守のモニタリング

- ・ 当社は、DVP 参加者の財務状況について、各参加者から定期的に報告を受けている。また、業務方法書第 22 条及び業務方法書の取扱い第 6 条にて、財務状況に係る調査を行うための資料について提出を義務付けている。なお、財務状況に係る調査を行うための資料の一部については、監査報告書の添付を求めることにより信頼性を確保している。
- ・ DVP 参加者の財務数値が悪化した場合などには、当社は、各参加者に対して報告義務を課すことができる（業務方法書第 23 条）。また、当該参加者に対して適切な措置を講ずることを勧告することができる仕組みとなっている（業務方法書第 35 条）。さらに、月次より短いスパンで財務状況の報告を求めることも可能である。

参加停止と秩序だった退出

- DVP 参加者が業務方法書第 30 条第 3 項の基準に該当した場合、当該参加者を審問のうえ、その事由が消滅するまで、当該参加者に係る債務の引受けの全部又は一部の停止を行うことができる旨、当社は、業務方法書に定めている。当該参加者が、その事由を一定期間内に除去すれば債務引受け停止を解除できるが、1 年以内に除去できない場合、清算資格の取消を行うことができる旨、業務方法書第 31 条に定めている。
- 債務引受けの停止事由及び清算資格喪失の手続について、当社は、業務方法書に明記したうえで、ホームページで一般に開示している。

原則 19. 階層的参加形態

FMI は、階層的な参加形態から生じる FMI に対する重要なリスクを特定・モニター・管理すべきである。

(対象：PS、CSD、SSS、CCP、TR)

重要な考慮事項

- 19.1. FMI の規則・手続・契約は、階層的な参加形態から生じる FMI に対する重要なリスクを特定・モニター・管理するために、FMI が間接参加に関する基本的な情報を収集できるように整備されるべきである。
- 19.2. FMI は、自らに影響し得る直接参加者・間接参加者間の重要な依存関係を特定すべきである。
- 19.3. FMI が扱う取引のうち間接参加者がかなりの割合を占める場合や、間接参加者の取引件数又は価額が FMI へのアクセスを提供する直接参加者のリスク対応能力と比較して大きい場合には、こうした取引に起因するリスクを管理するため、当該間接参加者を特定すべきである。
- 19.4. FMI は、階層的な参加形態から生じるリスクを定期的に検証し、適切な場合には、こうしたリスクの軽減措置を取るべきである。

- ・ 当社の DVP 参加者はすべて直接参加者であり、当社との債権債務関係は、直接参加者である DVP 参加者との間で発生することとなる。
- ・ DVP 参加者の顧客（非 DVP 参加者）が破綻した場合であっても、当社との債権債務関係は DVP 参加者との間で発生していることから、DVP 参加者の顧客の破綻を理由とする当社への不履行は許容されない。このため、法的リスクの観点からは、当社においては、DVP 参加者でない者に起因する重要なリスクはないものと考えている。
- ・ また、当社の一般振替 DVP 制度では、個々の DVP 参加者ごとに、債務引受実績に応じた差引支払限度額のリスク管理条件を設けており、DVP 参加者又は DVP 参加者の顧客に起因する取引によるリスクが無制限に拡大することを未然に防止している。このため、制度の実態の観点からも、DVP 参加者の顧客に起因する重要なリスクの把握は必要ないものと考えている。
- ・ このように、当社の一般振替 DVP 制度においては、法的リスク面及びリスク管理制度の実態面から、間接的参加形態に関する重要なリスクはないものと考えている。

原則 20. FMI 間リンク

FMI は、単独又は複数の FMI とリンクを構築している場合、リンクに関連するリスクを特定・モニター・管理すべきである。

(対象： CSD、SSS、CCP、TR)

重要な考慮事項

20.1. FMI は、リンクの取極めを行う前に、あるいはリンク構築後は継続的に、リンクの取極めから生じるすべての潜在的なリスクの源泉を特定・モニター・管理すべきである。リンクの取極めは、各 FMI が本報告書における他の原則を遵守することができるよう設計されるべきである。

- ・ 当社のリンク先は、株式等の振替機関である機構及び日銀ネット（当座勘定取引・国債振替決済制度）を運営する日本銀行が挙げられる。これらのリンクに起因するリスクはオペレーショナルリスクに限定され、機構グループにおけるリスク管理のための仕組みにより継続的に管理されている。
- ・ 機構グループにおけるオペレーショナルリスクの管理については、「**原則 17. オペレーショナルリスク 重要な考慮事項 17.1**」を参照されたい。

重要な考慮事項

20.2. リンクは、すべての関連する法域について確かな法的基盤を有するべきである。こうした法的基盤は、リンクの設計をサポートし、リンクを有する FMI に適切な保護を提供するものでなければならない。

- ・ 機構及び日本銀行とのリンクに関連する法域は日本に限られている。また、当社は証券の振替を機構の口座を利用して行っていることから関連する法制度は振替法である。

重要な考慮事項

20.3. リンクを行う CSD は、CSD 間で生じる信用・資金流動性リスクを計測・モニター・管理すべきである。CSD 間のすべての与信は優良な担保によって全額カバーされるとともに、与信限度額が設定されるべきである。

20.4. リンクを行う CSD 間での証券の仮振替は禁止されるべきである。あるいは、少なく

とも、仮振替がファイナルにされる前に、仮振替された証券を再振替することは禁止されるべきである。

20.5. 投資家側の CSD は、リンクの取極めにおいて、自らの参加者の権利が高い水準で保護される場合に限り、発行者側の CSD との間でリンクを構築すべきである。

20.6. 投資家側の CSD は、発行者側の CSD とのリンクを運営するために仲介機関を利用する場合には、仲介機関の利用から生じる追加的なリスク (保管リスク、信用リスク、法的リスク、オペレーショナルリスクを含む) を計測・モニター・管理すべきである。

- ・ CSD・SSS の事項であり、当社は該当しない。

重要な考慮事項

20.7. CCP は、他の CCP とのリンクを構築する前に、リンク先の CCP の破綻がもたらす潜在的な波及効果を特定・管理すべきである。3 つ以上の CCP がリンクを行う場合、各 CCP は、リンクの取極め全体から生じるリスクを特定・評価・管理すべきである。

20.8. リンクを行っている各々の CCP は、リンク先の CCP とリンク先の CCP の参加者に対するカレント・エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーが存在するならば、少なくとも日次単位の評価において、これらを高い信頼水準で全額カバーすべきである。その際、当該 CCP の参加者に対する CCP 自身の債務履行能力がいかなる時点においても低下するようなことがあってはならない。

- ・ 当社は、他の CCP とのリンクは行っていない。

重要な考慮事項

20.9. TR は、リンクに伴う追加的なオペレーショナルリスクを注意深く評価し、IT や関連する資源の拡張可能性・信頼性を確保すべきである。

- ・ TR の事項であるため、当社は該当しない。

原則 21. 効率性・実効性

FMI は、その参加者と業務を提供する市場の要件を満たす上で効率的・実効的であるべきである。

(対象：PS、CSD、SSS、CCP、TR)

重要な考慮事項

21.1. FMI は、特に清算・決済制度の選択、事務処理体制、清算・決済・記録の対象商品の範囲、技術・手順の利用に関して、参加者や業務を提供する市場のニーズを満たすよう設計されるべきである。

- ・ 当社は、機構グループの経営基本方針の下、利用者本位の業務運営を行うこととしている。
- ・ 当社が運営する一般振替 DVP 制度は、一般振替における元本リスクの削減のため、DVP 参加者とのミーティングを重ねつつ、そのニーズを十分踏まえて設計されたものである。
- ・ また、当社は、主要な DVP 参加者で構成される DVP 業務委員会を設置し、当社の規則や主要な手続等について審議を行うなど、DVP 参加者や市場のニーズを満たすよう業務運営を行っている。また、DVP 業務委員会の審議状況については DVP 参加者に対して開示することとしている。

重要な考慮事項

21.2. FMI は、最低サービスレベル、リスク管理の期待度、業務の優先度などの領域において、測定可能かつ達成可能な目標・目的を明確に定めるべきである。

- ・ 当社は、信頼性、利便性及び効率性の高いサービスを提供することとしている機構グループの企業理念に則り、業務運営を行っている。
 - ・ より具体的には、機構グループでは、サービスの大半をシステムによって処理していることから、システムの信頼性を維持するための指標として、システムの稼働率に関する目標を定め、定期的に稼働率を測定・評価し、取締役会に報告することとしている。
- ※「原則 17. オペレーショナルリスク 重要な考慮事項 17.3」に詳細を記載している。

重要な考慮事項

21.3. FMI は、その効率性と実効性を定期的に評価するための仕組みを導入しておくべきである。

- 当社は、機構グループの一員として、企業理念及び経営基本方針に則り、機構の中期経営計画の下、年度事業計画を策定している。事業を取り巻く環境変化に的確に対応する観点から、毎年度、当社の取締役会において年度事業計画の実施状況の評価を行っている。また、その結果は機構の取締役会にも報告される。
- 当社の代表取締役社長及び常勤取締役の業績は、会社法に基づき当社の株主総会において評価され、さらに当社の取締役は機構の執行役から選任していることから、機構の指名委員会・報酬委員会において評価される。

原則 22. 通信手順・標準

FMI は、効率的な支払・清算・決済・記録を促進するため、これに関連する国際的に受け入れられた通信手順・標準を使用し、又は最低限これに適合すべきである。

(対象：PS、CSD、SSS、CCP、TR)

重要な考慮事項

22.1. FMI は、国際的に受け入れられている通信手順・標準を使用するか、最低限、これに適合すべきである。

通信手順

- ・ 当社が利用している機構システムと制度参加者のシステムとの間の通信手順については、国際的に受け入れられている HTTP、TCP/IP、MQ 等を利用している。
- ・ 当社はクロスボーダー業務に従事していないことから、カストディアン等の海外拠点との通信は発生しない。

通信標準

- ・ 当社がシステムの開発・運用等を委託している機構では、機構と制度参加者との通信のうち、リアルタイム接続を行うものにおいては、国際標準である ISO 20022 に準拠した XML メッセージを利用可能としている。
- ・ 機構では、ファイル伝送形式の通信において、機構独自のメッセージフォーマットを利用し、接続仕様書においてデータの定義を行っているが、一部の機構独自フォーマットについては、国際標準 ISO20022 に準拠した XML メッセージとの互換性が考慮されている。
- ・ また、機構では、国際標準として幅広く用いられているコードとして、取引相手等を識別するための BIC (Business Identifier Code) や、証券の銘柄を識別するための ISIN (International Securities Identification Number) の利用を可能としている。

原則 23. 規則・主要手続・市場データの開示

FMI は、参加者が FMI への参加に伴うリスクと料金などの重要なコストを正確に理解できるよう、明確かつ包括的な規則と手続を設けるとともに、十分な情報を提供すべきである。FMI の関係するすべての規則と主要な手続は、公表されるべきである。

(対象：PS、CSD、SSS、CCP、TR)

重要な考慮事項

23.1. FMI は、明確かつ包括的な規則・手続を採用し、参加者に十分に開示すべきである。関係する規則と主要な手続も公表すべきである。

規則と手続

- ・ 当社の規則及び主要な手続は、業務方法書及びその下部規則等に記載されており、ホームページ等で公表している。
- ・ 規則の制定や改正作業においては法務部門におけるチェックを経ている。また、重要な規則や手続については、DVP 業務委員会において審議している。さらに、当局の認可等も必要であり、こうしたプロセスにより規則等の明確性や包括性を確保している。

開示

- ・ 予測可能であるが異例の事象に関する規則・手続として、機構グループ全体の BCP (事業継続計画) 基本方針がホームページで開示されており、基本的な対応方針 (業務を可能な限り継続する点、場合によってはバックアップセンタに切り替えて業務を行う点) について記載されている。当社もこの基本方針に従うこととしている。

重要な考慮事項

23.2. FMI は、そのシステムの設計と運営のほか、参加者が FMI への参加に伴って生じるリスクを評価できるよう、FMI と参加者の権利・義務についても明瞭な記述を用いて開示すべきである。

- ・ 機構グループでは、システムの設計・運営に係る情報として、接続仕様書を作成し、システム利用者に対して開示している。当社が運営する一般振替 DVP 制度に関する情報もこの接続仕様書に記載されている。また、システムの運営に直接に影響する重要な事項については、機構の諮問委員会での審議及び適切な社内プロセスを経て決定する。こうしたプロセスについてはホームページで一般に開示されている。

- ・ 参加者の権利・義務・リスクについては、業務方法書等に定め、ホームページで一般に公表している。

重要な考慮事項

23.3. FMI は、参加者が FMI の規則・手続や FMI への参加によって直面するリスクを理解しやすくなるよう、すべての必要かつ適切な文書を提示し、研修を実施すべきである。

- ・ 参加者が被り得るリスクについては、業務方法書等に記載し、ホームページで一般に開示している。また、DVP 参加者からの問合せ、制度参加希望者への個別レクチャー等の場で理解を促している。
- ・ 規則・手続や制度参加に伴うリスクに関して、これまで参加者の理解不足から問題が深刻化した事例は発生していないことから、上記手段で問題はないものと判断される。
- ・ 規則・手続及び参加によるリスクへの理解の欠如を示す参加者が存在した場合、まずは必要に応じて制度説明等を実施することとなる。
- ・ DVP 参加者は、当社の業務方法書その他の規則及び当社が定める業務処理の方法に従うことが義務付けられており、DVP 参加者の業務方法書違反等に関して、当該 DVP 参加者に対し審問を行ったうえで債務引受けの停止等の措置を行うことができる旨、業務方法書に定めている。
- ・ また、DVP 参加者の業務又は財産の状況が適切でないとき、適切な措置を講ずることを勧告できる旨、業務方法書に定めている。

重要な考慮事項

23.4. FMI は、提供する個別サービス水準での料金と、利用可能な割引に関する方針を公表すべきである。FMI は、比較を可能とする目的から、有料サービスについて明確に記述すべきである。

- ・ 当社は、手数料に関する規則や手数料表を定め、ホームページ等で公表している。

- ・ 手数料に関する規則を改正する際は、DVP 参加者へ通知をした後、ホームページで一般に開示している。

重要な考慮事項

23.5. FMI は、「金融市場インフラのための情報開示の枠組み」に対する回答を定期的に作成・公表すべきである。FMI は、最低限、取引の件数・金額の基本データを開示すべきである。

- ・ 当社は、PFMI の「情報開示の枠組み」に基づく情報開示を少なくとも 2 年に 1 回行うこととしている。
- ・ また、当社は、DVP 振替件数、決済金額等の統計情報を月次でホームページ上で公表している。
- ・ なお、当社は、CPMI-IOSCO が 2015 年 2 月に公表した「清算機関のための定量的な情報開示基準」に従って FMI 原則に基づく定量的な情報を公表している。
- ・ このほか、機構グループは、情報セキュリティ基本方針や BCP（事業継続計画）基本方針をホームページで公表している。
- ・ 当社は、原則として日本語で情報開示を行っているが、PFMI に基づく情報開示などの重要な情報については英語による開示も行うこととしている。

原則 24. 取引情報蓄積機関による市場データの開示

TR は、関係当局と公衆に対して、各々のニーズに沿って、適時にかつ正確なデータを提供すべきである。

(対象： TR)

- ・ 当社は、CCP であり、本原則の適用対象外である。

V. 関係リンク集

法令・規制関係

日本法令外国語訳データベースシステム (法務省)	https://www.japaneselawtranslation.go.jp/
金融庁	https://www.fsa.go.jp/

ほふりクリアリング関係

ほふりクリアリング	https://www.jasdec.com/about/jdcc/index.html
－会社概要	https://www.jasdec.com/about/jdcc/outline/index.html
－電子公告	https://www.jasdec.com/about/jdcc/publish/index.html
－一般振替 DVP 制度概要	https://www.jasdec.com/system/dvp/outline/index.html
－参加手続・変更手続	https://www.jasdec.com/procedure/amis/participation-change/dvp/index.html
－規則・手数料	https://www.jasdec.com/rule/dvp/whole/index.html
－統計情報	https://www.jasdec.com/statistics/history/index.html
－制度参加者一覧	https://www.jasdec.com/system-participants/search.html.html

証券保管振替機構関係

証券保管振替機構	https://www.jasdec.com/index.html
－会社情報	https://www.jasdec.com/about/office/index.html
－活動報告	https://www.jasdec.com/about/action/index.html
－リスク管理等への取組み	https://www.jasdec.com/about/security/index.html
－概要・規則・手数料等	
－株式等振替制度	https://www.jasdec.com/system/less/index.html
－外国株券等保管振替決済制度	https://www.jasdec.com/system/foreign/index.html
－決済照合システム	https://www.jasdec.com/system/finance/index.html

「金融市場インフラのための原則」に基づく情報開示について（2024年9月現在）

株式会社ほふりクリアリング 編
2024年9月発行

Copyright © 2024 JASDEC DVP Clearing Corporation All rights reserved.
本文書に関する著作権は、すべて発行者である株式会社ほふりクリアリングに帰属する。